

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 46 件 |
| 国民年金関係 | 14 件 |
| 厚生年金関係 | 32 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 62 件 |
| 国民年金関係 | 27 件 |
| 厚生年金関係 | 35 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間及び 63 年 1 月から平成 8 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで
: ② 昭和 55 年 4 月から平成 9 年 3 月まで

私は、昭和 43 年 6 月に国民年金に加入して、国民年金手帳の交付を受けた。加入当初は自宅に来る集金人に国民年金保険料を納付していたが、結婚後しばらくしてから平成 9 年 3 月ごろまでの間、区役所から送付されてきた納付書を、私が、年に数回、A 区役所に持参して、数万円ずつの保険料を納付してきた。

申立期間①及び②についても同様に保険料を納付していたのに、未納と記録されており納得できない。

私は、当時、税理士に確定申告書の作成を依頼しており、そのうち昭和 63 年から平成 8 年までの確定申告書の控えを所持している。そこに国民年金保険料が計上されているので申立期間②の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、前後の期間の保険料は納付済みであり、12 か月と比較的短期間である。

また、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立期間①直前の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの保険料は過年度納付されていることが確認でき、申立期間①の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

次に、申立期間②の昭和 55 年 4 月から平成 9 年 3 月までの期間のうち、昭和 63 年 1 月から平成 8 年 12 月までの期間については、申立人から確定申告書（控）が提出され、その申告書に記載されている国民年金保険料の納付額は、

当時納付すべき一人分の保険料とおおむね一致している上、当該確定申告書は税理士に委託の上、作成されたものであり、税務署の受付印が確認できることから信憑性が高いものと考えられる。

しかしながら、申立期間②のうち、申立人に係る特殊台帳に記録がある昭和55年度から59年度までの期間は未納と記録されており、このうち57年度分の保険料未納に対して昭和58年に催告が行われたことが確認できる。

また、昭和55年4月から62年12月までの期間及び平成9年1月から同年3月までの期間については保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの期間及び63年1月から平成8年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から45年3月まで

昭和36年ごろに夫婦一緒に夫婦二人分の国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたが、38年4月以降は、生活が苦しかったので保険料を納付していなかった。

詳しい時期は覚えていないが、A市B区の自宅兼店舗でC業を営んでいたときに、区役所の集金人から「長い間、保険料が未納なので、そろそろ納付しないと将来、年金がもらえなくなる。」と説明を受けて、夫が、夫婦二人分の過去の未納であった保険料を集金人にさかのぼって納付した。

夫が納付したのは、どの期間の保険料で、いくらぐらいだったかは夫も覚えていないが、集金人に言われたとおり、未納であった過去の夫婦二人分の保険料を納付したのに、私と夫の納付期間が違って記録されており、未納期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記録をみると、国民年金手帳で納付日が確認できる昭和45年4月から47年3月までの期間について、その夫とすべて同一日に納付していることが確認できる。また、申立人の夫は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの期間の保険料を同年1月に現年度納付していることが、国民年金手帳から確認でき、申立人の年金手帳を見ると、44年3月に納付を開始しなければ、受給資格期間を満たせないとするメモ書きが残されていることから、夫婦二人分を一緒に納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの期間の保険料については、集金人に納付することが可能であり、まとめて集金人に保険料を

納付したとする申立人の夫の陳述と符合する。

一方、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 42 年 3 月までの保険料については、一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫の保険料も未納となっている。

また、申立人の夫の特殊台帳を見ると、昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月までの期間の保険料については、50 年ごろに特例納付されていることが確認できるが、特例納付は区役所の集金人に納付することはできず、集金人に過去の夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の夫の陳述と符合しない。

さらに、上述の特例納付が行われた時点において、申立人より年齢の高いその夫は、当該期間の保険料を特例納付しなければそれ以降の保険料を 60 歳に到達するまですべて納付しても年金受給権が得られないところ、申立人の夫は特例納付についての記憶は無く、申立人も、現在病気のため当時の状況を聴取できないため、特例納付を行った時の状況についての詳細は不明である。

加えて、申立人の申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 44 年 3 月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間のうち、38 年 4 月から 44 年 3 月までの期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年10月まで

私は、昭和45年※月の結婚後、私が、自宅に来る集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間についても私が、夫婦二人分の保険料を納付していたのに、夫は納付済と記録されているにもかかわらず、私だけが未納と記録されており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間中の国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険との資格変更手続も適切に行われている。

また、申立期間は7か月と短期間である。

さらに、申立人が、自分の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫の国民年金保険料は、申立期間を含めてすべて納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

私は昭和44年4月に国民年金に加入して以来、保険料は欠かさず納付してきたはずである。納付するたびに領収書を年金手帳に貼り付けており、昭和49年度から54年度までの領収書をすべて保管しているが、これを見てもらえば、私がいかに保険料をきちんと納付してきたか分かってもらえると思う。昭和53年に社会保険事務所で未納期間が無いか確認したとき、未納期間は無いと言われたのを覚えており、今までずっとその言葉を信じてきた。それにもかかわらず、最近未納期間があることを知らされたが、未納は絶対にあり得ず、記録には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年に国民年金に加入して以来、欠かさず保険料納付を続けてきており、未納期間は無いはずであると申し立てている。

そこで、申立人について資格記録及び保険料納付記録をみると、2度にわたる国民年金から厚生年金保険への切替手続も遅滞なく適切になされている上、国民年金加入期間189か月のうち、申立期間を除く延べ186か月の保険料が納付済みとされていることが社会保険庁の納付記録から確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の保険料納付記録をみると、申立期間を挟んだ前後3年近くの期間については現年度納付されていることが申立人の所持する領収証書から確認できる。

さらに、昭和49年10月から50年6月までの期間の保険料については、附則4条に基づく特例納付がなされていることが社会保険庁の特殊台帳及び申立人所持の領収証書から確認できるが、申立人の場合、受給権確保の観点から

の特例納付の必要性は無かったことから、将来受け取る年金額の増加を目指しての納付と考えられ、加入期間について欠かさず納付していたとする申立人の陳述は信憑性^{しんぴようせい}が高い。

これらの点を踏まえ、申立人の納付意識の高さに鑑^{かんが}みると、申立期間についても前後の期間と同様に現年度納付がなされていたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

昭和47年7月に子供が生まれたが入籍していなかったため、母に勧められて国民年金に加入した。それから毎月、郵便局から保険料を振り込んでいた。勝手に納付せずにはあったらかしにした覚えは無い。また、未納の通知を受け取ったことも無い。年金がもらえる日を楽しみに、ずっと納付を続けてきたのに、申立期間について未納とされていることは納付できない。なお、毎月の領収書は年金手帳に貼^はって持っていたが、引越の時に誤って捨ててしまった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親の勧めで国民年金に加入して以降は、毎月郵便局から保険料を振り込んでいたと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、国民年金に加入後、申立期間を除く加入期間272か月の保険料は納付済みであり、そのうち87か月について付加保険料も併せて納付していたことが、社会保険庁のオンライン記録から確認できる。また、申立人は、昭和50年3月から56年2月までの期間において、厚生年金保険と重複して保険料を納付していたことから、過誤納付に係る保険料の還付を受けているが、当初は当該72か月についても定額保険料に付加保険料を併せて納付していたことが、特殊台帳から確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間直後の平成4年4月から5年3月までは、当初、全額申請免除期間であったが、その直後である同年4月16日から同年4月18日にかけて追納の申し出がなされ、納付書が作成されていることが社会保険庁のオンライン記録から確認できる。しかしながら、この申出時点では、申立期間について

時効が到来する直前であり、保険料が安く年金受給に関して有利な申立期間に係る過年度納付を先に行わず、10年間の追納期間がある全額申請免除期間の追納申出を行うことは、申立人の納付意識の高さに鑑みると、不自然さは認めない。

さらに、申立期間は1年間と短期間であり、前後の期間は納付済みであった点を踏まえると、申立期間については、現年度納付がなされていたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年3月まで

私は、昭和35年ごろ、姉に勧められて国民年金に加入した。

その後、将来への保障と預金のつもりで、私が保険料を納付していたが、結婚後は、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれていたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳期間満了までの約30年間、申立期間を除き、未納が無く、申立人の妻についても、結婚後の39年4月から60歳期間満了までの約33年間、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

また、申立期間は3か月と短期間である上、その前後を通じて、住所及び生活状況等に特段の変化は無かったと陳述していることなどを踏まえると、結婚後、夫婦二人分の保険料を納付してきたとする申立人の妻が、申立期間の保険料のみを納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 3184

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年3月まで
私は、昭和39年ごろ、結婚を契機に夫に勧められて国民年金に加入した。
その後、将来への保障と預金のつもりで、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の昭和39年4月から60歳期間満了までの約33年間、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、申立人の夫についても、国民年金制度が発足した36年4月から60歳期間満了までの約30年間、申立期間を除き、未納が無い。

また、申立期間は3か月と短期間である上、その前後を通じて、住所及び生活状況等に特段の変化は無かったと陳述していることなどを踏まえると、申立人が、申立期間の保険料のみを納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年9月まで

私は、夫が会社を退職したため、区役所へ出向き、夫婦二人で国民年金に加入した。

加入直後に夫婦二人分の納付書が郵送されてきたので、私が郵便局で夫婦二人分の保険料を納付し、その後は、集金人に夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきた。

申立期間が私だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和44年9月22日に夫婦連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できる。この時点において、申立期間のうち、同年3月以前の保険料は、集金人に納付できない過年度保険料であることから、申立人が、夫婦二人で国民年金に加入した直後に郵送されてきた納付書で納付したとする申立内容は、当時の実態と符合している。

また、申立人が所持する昭和47年4月1日発行の夫婦の国民年金手帳を見ると、夫婦二人分の検認日が同一日であることから、基本的に、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたものと考えられ、保険料を一緒に納付してきたとする申立人の夫は、申立期間は納付済みとなっている。

さらに、申立人は、申立期間後の昭和45年10月から60歳期間満了までの約28年間、保険料をすべて納付し、申立人の夫についても、国民年金被保険者期間の保険料を完納し、厚生年金保険との切替手続も適切に行われている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月及び同年3月

私は、昭和37年ごろから兄のところに住み込みで働いていたが、私が20歳になった時、兄が私の国民年金の加入手続きを行い、自身の保険料も兄が兄夫婦の保険料と一緒に集金人に納付してくれていたのを覚えている。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時、申立人の兄が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、自身の保険料も、申立人の兄が兄夫婦の保険料と一緒に集金人に納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の保険料と一緒に納付してくれていたとする申立人の兄及び兄の妻の納付記録をみると、ともに国民年金制度が発足した昭和36年4月以降、それぞれ60歳期間満了まで保険料を完納しており、申立人の兄の納付意識の高さがうかがえるとともに、申立人も、申立期間直後の38年4月以降、60歳期間満了まで保険料をすべて納付している。

また、申立期間は2か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年5月28日に払い出されていることから、この時点において、申立期間を含む38年2月から39年3月までの保険料は、時効にかかわらず納付が可能であった過年度保険料であったものと考えられ、申立人の兄が、当該期間の保険料を、あえて申立期間を除いて過年度納付する理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から同年12月まで

私は、夫が昭和38年12月に会社を退職したため、夫婦二人で国民年金に加入し、それ以来、私が区役所で夫婦二人分の保険料を納付してきた。また、50年5月に夫と協議離婚をしてからも、私の保険料を区役所で納付してきたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年4月以降、60歳期間満了までの国民年金被保険者期間において、申立期間を除き、保険料を完納しており、厚生年金保険との切替手続きも適切に行われていることから、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、昭和50年5月に離婚後、同年7月及び同年10月に転居しているが、転居先の区役所において遅滞なく保険料を納付していることなどを踏まえると、申立期間についても納付していたものとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間、39 年 4 月から 40 年 1 月までの期間、44 年 4 月から同年 9 月までの期間及び同年 10 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで
③ 昭和 39 年 4 月から 40 年 1 月まで
④ 昭和 44 年 4 月から同年 9 月まで
⑤ 昭和 44 年 10 月から 45 年 3 月まで

20 歳になった時に、母親が、国民年金加入手続を行い、厚生年金保険に加入するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれた。

母は仕事が忙しく、何度も保険料納付に行けなかったので、申立期間①及び②の保険料については昭和 39 年 6 月にまとめて過年度納付し、申立期間③については 40 年 1 月にまとめて現年度納付したはずである。

申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることは納得できない。

また、昭和 44 年に C 県に転居して、自分で国民年金に再加入し、その後、保険料を納付していたはずである。申立期間④については領収証書を保有していたことで、平成 20 年 1 月に納付記録の訂正が行われたが、本来、納付できない期間の保険料であることを理由に同年 11 月に社会保険事務所が還付しようとしているが、納得できない。

申立期間④直後の領収証書の無い申立期間⑤についても、納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった時に、母が国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 6 月 27 日に払い

出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間②及び③の保険料については、過年度納付又は現年度納付することは可能である。

また、申立人が当時居住していたA市及び管轄社会保険事務所では、制度上納付可能な過年度保険料の納付書を発行しており、申立人の被保険者名簿を見ると、申立期間②直後の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料を同年10月31日に過年度納付していることが確認できることから、同じ強制加入期間であった申立期間②についても過年度保険料の納付書が発行されていたものと考えられる。

さらに、申立人の申立期間②及び③の国民年金保険料納付を担っていたとする申立人の母は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から53年1月までの保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがわれる。

これらのことから、納付の意思をもって申立人の国民年金の加入手続を行った納付意識の高い母が、昭和38年4月から39年3月までの過年度保険料のみを納付し、申立期間②の過年度保険料及び加入当初の時期に当たる申立期間③の現年度保険料を未納のまま放置していたとは考え難い。

次に、申立期間④について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人は、昭和44年10月24日にC県B区で別の国民年金手帳記号番号の払出しを受けているところ、この手帳記号番号払出時点においては、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であったことから、申立人は、国民年金任意加入被保険者であったため、本来、同年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料は制度上納付することはできないにもかかわらず、申立人の保有する領収証書を見ると、当該期間の保険料が45年3月9日付けで誤って収納されていることが確認できる。

これについて、社会保険事務所では、当該領収証書に基づき、平成20年1月31日に当該期間をいったん納付済み期間に訂正したものの、その後、任意加入被保険者期間であるため誤収納であったとして還付すべきものと判断している。

しかしながら、当該期間の国民年金保険料は、今日に至るまで約40年もの間、国庫歳入金として扱われており、当該期間の保険料の誤収納については、申立人には帰責事由は存在しないことから、当該期間の保険料を還付することは信義則に反する。

次に、申立期間⑤について、上記のとおり、国民年金手帳記号番号払出時点からみて、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

しかしながら、特殊台帳、B区の氏名索引簿及び国民年金手帳を見ると、申立人の資格取得日は昭和45年1月29日と誤って記載され、納付記録をみても、当該期間のうち、44年10月から同年12月までの期間は未加入期間とされている。

また、特殊台帳の申立人の生年月日も誤って記載されているなど、この間の記録管理には不備が見受けられる。

さらに、上記のとおり、昭和44年10月の国民年金手帳記号番号払出時点において、本来なら任意未加入期間に当たる申立期間④の納付書は発行できないにもかかわらず誤って発行され、納付済みとなっていることから、その直後の期間で現年度納付が可能である申立期間⑤の保険料の納付書についても、申立人に送付されていた可能性が高いと考えるのが相当である。

加えて、申立人は、申立期間⑤直後から平成13年12月までの期間の国民年金保険料をすべて納付している上、被保険者資格の種別変更手続も適正に行っており、納付意識及び年金制度に対する関心の高さがうかがえる。

これらのことから、納付意識及び年金制度に対する関心の高い申立人が、申立期間⑤の6か月の国民年金保険料を未納のまま放置していたとは考え難い。

一方、申立期間①の国民年金保険料については、国民年金手帳記号番号払出時点においては、制度上納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付について直接関与しておらず、申立人から保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしても、申立期間①の保険料納付をうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの期間、39年4月から40年1月までの期間、44年4月から同年9月までの期間及び同年10月から45年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月まで及び昭和52年4月から同年6月まで並びに昭和52年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 昭和52年4月から同年6月まで
③ 昭和52年7月及び同年8月

夫の退職を契機に、夫と一緒に夫婦二人分の国民年金に加入し、保険料も一緒に夫婦二人分を納付してきた。

申立期間①の保険料は、夫婦共に1か月ごとに分けてもらった納付書により、私が、1か月ずつ郵便局又は銀行で納付した。家計簿の昭和53年1月の欄に2万800円を納付したと記載されているが、2,800円の書き間違いだと思う。ほかにも、同年2月及び同年4月に2,800円ずつ納付したことが記載されている。

また、申立期間②の保険料は、3か月の納付書が送付されてきたので、私が区役所に出向き夫婦二人分の保険料を納付した。家計簿の昭和52年8月の欄に1万3,200円を納付したことが記載されている。

さらに、申立期間③の保険料は、しばらく納付できていなかったが、催告状とともに納付書が送付されてきたので、私が、昭和54年3月に全額納付した。家計簿の同年3月の欄に8,800円納付したことが記載されている。

私が申立期間に係る夫婦二人分の保険料を納付したのは間違いないので未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和52年7月12日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を制度上納付することは可能である。

また、申立人が提出した家計簿を見ると、厚生年金保険料として昭和 52 年 8 月に 1 万 3,200 円、53 年 1 月に 2 万 800 円（申立人は 2,800 円の誤記入であると陳述。）、同年 2 月及び同年 4 月にそれぞれ 2,800 円を支出した記録が確認でき、また、54 年 3 月には使途は明記されていないが、8,800 円を支出した記録が確認できるところ、これらの金額はいずれも、各申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料額と一致する。

さらに、当該家計簿は、その紙質の状態などからみて申立期間当時に使用されていたものと認められ、その記載内容の信ぴょう性は高いものと考えられる上、申立期間の国民年金保険料納付に至る経緯、納付場所及び納付方法などについての申立人夫婦の陳述内容も当時の制度状況に合致しており、不自然な点は見られない。

加えて、納付の意思をもって一緒に国民年金に加入手続をした申立人夫婦が、手続のみを行い、8 か月と短期間である国民年金保険料を未納のまま放置したとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月まで及び昭和52年4月から同年6月まで並びに昭和52年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 昭和52年4月から同年6月まで
③ 昭和52年7月及び同年8月

退職を契機に、妻と一緒に夫婦二人分の国民年金に加入し、保険料も一緒に夫婦二人分を納付してきた。

申立期間①の保険料は、夫婦共に1か月ごとに分けてもらった納付書により、妻が、1か月ずつ郵便局又は銀行で納付した。家計簿の昭和53年1月の欄に2万800円納付したと記載されているが、2,800円の書き間違いだと思う。ほかにも、同年2月及び同年4月に2,800円ずつ納付したことが記載されている。

また、申立期間②の保険料は、3か月の納付書が送付されてきたので、妻が区役所に出向き夫婦二人分の保険料を納付した。家計簿の昭和52年8月の欄に1万3,200円納付したことが記載されている。

さらに、申立期間③の保険料は、しばらく納付できていなかったが、催告状とともに納付書が送付されてきたので、妻が、昭和54年3月に全額納付した。家計簿の同年3月の欄に8,800円納付したことが記載されている。

妻が申立期間に係る夫婦二人分の保険料を納付したのは間違いないので未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和52年7月12日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を制度上納付することは可能である。また、申立人の妻が提出した家計簿を見ると、厚生年金保険料とし

て昭和52年8月に1万3,200円、53年1月に2万800円（申立人は2,800円の誤記入であると陳述。）、同年2月及び同年4月にそれぞれ2,800円を支出した記録が確認でき、また、54年3月には使途は明記されていないが、8,800円を支出した記録が確認できるところ、これらの金額はいずれも、各申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料額と一致する。

さらに、当該家計簿は、その紙質の状態などからみて申立期間当時に使用されていたものと認められ、その記載内容の信ぴょう性は高いものと考えられる上、申立期間の国民年金保険料納付に至る経緯、納付場所及び納付方法などについての申立人夫婦の陳述内容も当時の制度状況に合致しており、不自然な点は見られない。

加えて、納付の意思をもって一緒に国民年金に加入手続をした申立人夫婦が、手続のみを行い、8か月と短期間である国民年金保険料を未納のまま放置したとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの期間及び60年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から同年3月まで
② 昭和60年4月から同年9月まで

会社を退職した時に、自分でA市役所へ行き、国民年金の加入手続きをした。

申立期間の保険料については、送付されてきた納付書により、銀行で納付したはずだが、毎月納付したのか、さかのぼって一括して納付したのかははっきり覚えていない。

過去に何度も転居を繰り返しているが、その都度必要な手続きをして、保険料も納付しており、申立期間を合わせて9か月の保険料のみ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録をみると、申立人夫婦は、過去に複数回の転居を行っているものの、いずれも国民年金法上の住所変更手続きを適切に行っている上、申立期間を合わせて9か月以外の期間の国民年金保険料は、すべて納付済みとなっており、納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人は、当時の国民年金保険料額は月額5,000円から6,000円ぐらいであったと陳述しているところ、申立期間①及び②の保険料月額は、それぞれ5,830円及び6,740円であり、おおむね一致している。

さらに、申立期間は合わせて9か月と短期間であり、また、申立期間①の直後に転居しているものの、上記のとおり、申立人夫婦は過去にも複数回の転居を行い、その都度必要な手続きを行っている上、仕事などその他の生活状況に特段の変化は認められない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法についての記憶は鮮明でないものの、申立期間①の前後の期間の保険料は現年度納付しており、また、社会保険事務所のオンライン記録から、申立期間②直後の保険料については、昭和 62 年 8 月 7 日付け発行の納付書により過年度納付していることが推認できるほか、これ以外にも複数回にわたり過年度納付している実績が確認できる。

これらのことから、納付意識の高かった申立人が、申立期間を合わせて9か月の国民年金保険料のみ未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から22年9月1日までの期間については、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、A社（現在は、B社。）C支店における資格取得日に係る記録を19年10月1日に、資格喪失日に係る記録を22年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19年10月から21年3月までは60円、同年4月から22年5月までは180円、同年6月から同年8月までは600円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年9月1日から22年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、加入記録が無い旨の回答を得た。私は、昭和18年9月1日から53年12月までA社に勤務しており、このうち19年1月11日から同年12月2日まではD社に徴用され、同年12月から21年4月までは徴兵されていたが、その間もA社C支店に継続して在籍しており、徴用及び徴兵中も給与は半額支給されていた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された職歴証明書から、申立人が、申立期間を含む昭和18年9月1日から53年12月19日まで、継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管するA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁が管理する厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立人は、同社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和19年6月1日に被保険者資格を取得し、同日付けで喪失しているが、喪失原因として「郵」の事蹟^{しせき}が有ることから、申立人は、同年6月1日時点で団体郵便年金に加入していたため、厚生年金保険を適用除外されたものと推認される。

さらに、B社は、「昭和19年6月当時、A社の国内在籍者全員が団体郵便年

金に加入しており、各本支店等を管轄する社会保険事務所に厚生年金保険の適用除外申請を行った。」としている。

加えて、団体郵便年金制度及び厚生年金保険法に係る資料等によれば、団体郵便年金に加入している場合には、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法の制定時から、「団体郵便年金掛金の労働者年金保険への移管。」、「団体郵便年金加入者に対する労働者年金保険の適用除外。」、及び「団体郵便年金加入者に対する労働者年金保険に適用されるに至った場合における被保険者期間の加算。」という三つの調整が行われており、旧台帳等に団体郵便年金加入の表示がある場合は、昭和22年9月を限度として、厚生年金保険の被保険者期間と認めることとするとされていることが確認できる。このことについて、社会保険庁は、当該資料に基づき、これらの調整が行われており、当該制度及び厚生年金保険法において、問題無く処理されるものである旨を回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和19年10月1日から22年9月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の社会保険事務所における団体郵便年金加入の記録から、昭和19年10月から21年3月までは60円、同年4月から22年5月までは180円、同年6月から同年8月までは600円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和18年9月1日から19年6月1日までの期間については、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）の適用期間で、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが労働者年金保険法の被保険者となるとされており、非筋肉労働者の男子従業員への適用の拡大は、同年6月1日に厚生年金保険法（昭和19年法律第21号）が施行された以降の期間となることから、当時、A社C支店に在籍していたと申し立てている申立人は、厚生年金保険の適用対象外であったと考えられる上、同社が適用事業所となったのは、同年6月1日であることから、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから保険料の徴収は行われておらず、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4060

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月30日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。

昭和29年4月から平成10年5月までA社に継続して勤務していたので、申立期間においても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和38年6月1日に同社B工場から同社C工場に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和38年4月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとして

いることから、事業主が昭和 38 年 5 月 30 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月30日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。

昭和32年2月から平成11年5月までA社に継続して勤務していたので、申立期間においても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和38年6月1日に同社B工場から同社C工場に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和38年4月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和38年5月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月30日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。

昭和36年2月から平成12年10月までA社に継続して勤務していたので、申立期間においても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和38年6月1日に同社B工場から同社C工場に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和38年4月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和38年5月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月30日から同年6月1日まで

私は、昭和36年1月16日にA社に入社して以来、転勤による異動はあったが、平成11年11月15日に退職するまで継続して勤務していたのに、1か月の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

申立期間においても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和38年6月1日に同社B工場から同社C工場に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和38年4月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和38年5月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月30日から同年6月1日まで

私は、昭和35年7月9日にA社に入社して以来、転勤による異動はあったが、平成12年11月15日に退職するまで継続して勤務していたのに、1か月の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

申立期間においても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和38年6月1日に同社B工場から同社C工場に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和38年4月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和38年5月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和41年10月21日と認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を当該日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月3日から41年10月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について、加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に、C業務担当者として勤務していたA社から、関連会社であるB社へ出向し、継続してC業務担当者として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る雇用保険の記録から、申立人は同社に昭和41年10月21日まで継続し勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所のA社の事業所別被保険者名簿を見ると、申立期間内の昭和40年10月及び41年10月に、申立人の標準報酬月額の定時決定をしているにもかかわらず、当該被保険者名簿に、申立人について、40年5月3日に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した旨の処理が記録されているものの、「届出年月日42年6月28日」の記録があり、さかのぼって当該資格喪失の手続が行われたことが認められる。これらの記録を前提とすると、同年5月3日に、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを、総合的に判断すると、申立人について、昭和40年5月3日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社に

おける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、雇用保険の記録及び社会保険事務所の記録から 41 年 10 月 21 日に訂正することが妥当であると認められる。

また、申立期間の昭和 40 年 5 月から 41 年 9 月までの標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、2 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C工場における資格取得日に係る記録を昭和23年7月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月4日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和21年に入社して以来、転勤による異動はあったが、52年に退職するまで継続して勤務していたのに、1か月の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。申立期間においても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい

第3 委員会の判断の理由

B社の退職者名簿及び在職証明書並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和23年7月4日に同社D工場から同社C工場に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年6月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和23年8月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 4067

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和48年4月2日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については6万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月2日から同年8月2日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、C社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

私は、昭和42年3月にC社に入社し、平成21年1月に退職するまで、同社のグループ企業に継続して勤務した。

申立期間は、C社B部からA社に異動した時期であり、同社で継続勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の退職時の勤務先であるD社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に勤務していたことが認められる。

一方、E企業年金基金加入者台帳には、申立人のA社における資格取得日は昭和48年4月2日と記載されている。

また、C社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和48年4月2日に、申立人が、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年8月の社会保険事務所の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和42年11月6日、資格喪失日は43年3月16日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年11月6日から43年3月16日まで

私は、職業安定所の紹介で昭和41年6月1日からA社内にあったB事務所に勤務し、同年12月24日に退職したが、翌年、同社に正社員として復職した。しかし、社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録照会をしたところ、A社に復職後の申立期間に係る記録が漏れていた。申立期間は、A社に間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を昭和41年12月24日にいったん退職したが、翌年に正社員として復職したと申し立てている。

そこで、申立人のA社において、既に厚生年金保険の加入期間として記録が統合されている旧姓での昭和41年6月1日から同年12月24日までの期間の被保険者記録をみると、申立人の生年月日は「昭和17年*月*日」と記載されていることが確認できる。また、雇用保険の記録においても同様に申立人の生年月日は、昭和17年*月*日とされていることが確認できる。

一方、申立期間について、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、上記同様に生年月日が1日相違し「昭和17年*月*日」となっている申立人と同姓同名(婚姻期間中の氏名。)のA社に係る未統合の厚生年金保険加入記録が確認できる。また、雇用保険の記録においても、上記同様に生年月日が1日相違している記録が確認できる。

このことから、事業主は、何らかの理由により、社会保険事務所に申立人の

生年月日を1日誤って厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失の届出を行ったと考えられることから、上記の未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であることが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立期間に係る未統合の厚生年金保険の記録から、2万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年12月1日、資格喪失日を45年1月1日とし、42年12月から43年3月までの標準報酬月額を1万8,000円、同年4月から44年12月までの標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月1日から45年1月1日まで

私は、昭和42年12月1日から44年12月31日まで、A社にB業務従事者として勤務していた。

社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答であった。

同時期にA社に転職した同僚は厚生年金保険に加入しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所における申立人の上司及び同僚の証言等により、申立人は申立期間においてA社に常勤のB業務従事者として勤務していたと推認できる。

また、当時B業務責任者であった同僚は、「従業員の中で勤務していながら社会保険に加入していない者はいなかったと思う。」と陳述しているところ、1歳余り年長の同僚(B業務従事者)には厚生年金保険の加入記録が確認でき、当該同僚と申立人の技術については、複数の同僚から、「申立人は丁寧に仕事をしてきたのに対し、当該同僚は仕事が早かったがミスもあったので、結局同程度の業務内容となり、これら二人の給与等の処遇に差はなかったように思う。」との陳述が得られた。

さらに、申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚12名

に照会し回答が得られた9名のうち7名は、申立人と同世代又は年下であるところ、いずれも同社への就職と同時に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる上、申立人よりも同社での勤務期間が短い者についても厚生年金保険の加入記録が確認できる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同質の業務に従事していた同僚の記録から判断すると、昭和42年12月から43年3月までは1万8,000円、同年4月から44年12月までは2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付していないとしており、また、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後2度にわたる被保険者報酬月額算定基礎届、これに基づく定時決定及び被保険者資格の喪失届などの、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主は、申立てどおりの資格の取得及び喪失届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年12月から44年12月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月1日から同年6月15日まで

私は、昭和38年3月22日から平成7年10月31日まで、A社に正社員として勤務していた。

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会を行ったところ、A社C営業所から同社B支店へ転勤した時期と重なる申立期間の記録が無いとの回答をもらった。

申立期間中も継続してA社に勤務しており、当然に厚生年金保険料も控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の従業員データベースから判断すると、申立人は申立期間を含め同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社C営業所から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年6月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年4月6日から同年7月1日までの期間及び23年12月29日から24年1月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を21年4月6日に、資格喪失日に係る記録を24年1月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を21年4月から同年6月までは330円、23年12月は2,400円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年2月21日から同年4月1日まで
② 昭和21年4月6日から同年7月1日まで
③ 昭和23年12月29日から24年1月1日

私は、昭和21年2月21日から61年1月20日までA社に勤務したが、社会保険庁の記録では厚生年金保険の資格取得日が21年4月1日になっており、申立期間①が未加入期間となっている。

また、昭和21年4月にA社C工場から同社B工場に異動となったが、同社B工場での資格取得日が同年7月1日になっており、また、24年1月に同社B工場から同社C工場に異動した際、同社B工場での資格喪失日が23年12月29日となっているため、申立期間②及び③が空白期間となっている。

申立期間①、②及び③が厚生年金保険の被保険者期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、A社発行の感謝状及びD企業年金基金の陳述内容から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和21年4月6日にA社C工場から同社B工場に異動、24年1月1日に同社B工場から同社C工場に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間②は昭和 21 年 7 月の社会保険事務所の記録から 330 円、申立期間③は 23 年 11 月の社会保険事務所の記録から 2,400 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、A社C工場に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同時期に入社したとして名前を挙げた同僚 2 名の同社における資格取得日は、申立人と同一日の昭和 21 年 4 月 1 日となっていることが確認できること、また、これら同僚からは、当時は入社当初の 2 か月から 3 か月間は試用期間として社会保険には加入していなかったと記憶している旨の陳述が得られたことなどから、同社では入社と同時に社会保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、当該被保険者名簿には健康保険の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点もうかがえないほか、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間①における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和61年6月23日にA社に入社し、同年9月1日に関連会社のB社に移籍したが、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、被保険者期間に1か月の欠落があった。関連会社への移籍であり継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録によると、A社において昭和61年6月23日に資格を取得、同年8月31日に離職となっており、申立人は申立期間を含め継続して勤務していることが確認できる。

また、B社の商業登記簿によると、申立人は昭和61年7月18日に同社代表取締役就任し、62年7月13日に退任しており、また、その後、A社の代表取締役など役員3人がB社の役員に就任していることから、両社は関連企業であったとみられる。

さらに、申立人が昭和61年9月1日において厚生年金保険被保険者資格を取得したB社について社会保険庁の記録を確認すると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年8月1日にA社から8名が異動しているが、これらの者については、同日付けで資格の取得及び喪失手続が行われているため、異動に伴う空白期間は生じていない。加えて、申立人は、子会社であるB社の給与計算及び支給並びに各種事務手続は、すべて同じ敷地内に所在していた親会社

のA社で行っていたと申し立てている。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和61年7月の社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が申立人の資格喪失日を昭和61年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和64年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月29日から64年1月1日まで

私は、昭和63年3月22日にB社に入社し、同年10月1日に同社の子会社であるA社C支店に転籍し、その後64年1月1日に同じく同社の子会社であるD社に移籍した。いずれの勤務地も同一場所で、業務内容も同じであり、継続して勤務していたのは間違いなく、厚生年金保険料も継続して控除されていたのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

D社の当時の代表取締役は、「A社C支店とD社の勤務場所は同じフロアにあり、業務内容にも大きな変化は無く、申立人がD社に転籍するまでの期間はA社C支店に勤務していたことは間違いがないと思う。」と陳述していることから、申立人は両社に期間を空けず勤務していたことが推認される。

また、上記D社の当時の代表取締役は、B社の関連会社間の転籍に当たっては、厚生年金保険の被保険者資格は継続させるよう取り扱っていたと陳述している。

一方、社会保険庁のオンライン記録をみると、昭和63年10月にB社の関連会社からA社に転籍したとみられる10名のうち7名は、いずれも転籍時に厚生年金保険の加入記録に数日の空白期間が確認でき、A社の当時の取締役は、「資料が無く詳細は不明ながら、関連会社間での連携が不十分で空白期間が生

じたのではないか。申立人が転籍した際も資格喪失手続きに同様の事務的過誤があったと考えられる。」と陳述している。

また、上記A社の当時の取締役は、「申立期間に係る保険料は控除していたと考えられ、また、関連会社間での転籍については給与締切日の関係で通常1日付けが多いことから、申立人のA社での資格喪失日は昭和64年1月1日と届け出るべきであったと考えられる。」と陳述しているほか、複数の同僚は、「A社の当時の社会保険事務担当者が、申立人の資格喪失日を、同年12月の最終営業日の翌日である12月29日として誤って届け出たのではないか。」と陳述している。

さらに、商業登記簿によると、B社、A社及びD社の役員の一部は兼任していることが確認できるほか、複数の同僚等の陳述により、それぞれの事業所は関連会社であったことが推定される。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年11月の社会保険事務所の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成元年7月に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、当時の資料が保存されておらず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成15年8月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額記録については、53万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成15年8月から同年12月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年4月1日から16年1月1日まで

社会保険庁の記録では、A社での平成14年4月から15年12月に係る標準報酬月額が9万8,000円となっているが、当時の給与明細書で申立期間前の報酬と変わらない報酬月額を受けていることが確認できる。

申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA社における給与明細書から、申立人は、申立期間のうち、平成15年8月以降の期間において、53万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年8月から同年12月までの期間については53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険庁の記録どおりの届出をしたことを認めていることから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておら

ず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年4月から15年7月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により確認できる保険料控除額は、標準報酬月額9万8,000円に基づく保険料額であり、社会保険庁の記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間のうち、平成14年4月から15年7月までの期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成14年4月から15年7月までの期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(41万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月1日から58年10月1日まで

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、昭和57年10月から58年9月までの標準報酬月額が、前の期間の41万円から30万円に下がっているが、当時の給与支給明細書では、標準報酬月額が41万円に相当する保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書から、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額(41万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社内の保険料計算書と実際の納付額(全被保険者の総額)とを複数の部署が点検し、また、部外監査も実施していることから、給与から控除した保険料は全額納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和38年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月2日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和38年1月9日にA社に入社し、同年4月2日に同社のC営業所勤務となったが、その後も継続して同社で勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の職歴証明書及びD健康保険組合の健康保険の記録から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和38年4月2日に同社E支所から同社C営業所に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和38年5月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

大阪厚生年金 事案 4077

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る昭和38年4月1日の記録を37年12月26日に、A社における資格取得日に係る昭和39年1月5日の記録を38年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、37年12月から38年3月までは1万8,000円とし、同年12月は2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月26日から38年4月1日まで
② 昭和38年12月1日から39年1月5日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答であった。

私は、昭和37年10月5日にA社に入社し、翌年初頭から約1年間、社長の命令で、事業主が同一であるB社に勤務し、その後、A社に戻り、39年2月13日まで勤務した。この間、事業所間の異動はあったものの、継続して勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、A社において昭和37年10月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年12月26日に資格を喪失後、38年4月1日にB社において資格を取得し、同年12月1日に同社での資格を喪失後、39年1月5日に再びA社において資格を取得している。

一方、昭和37年7月1日から38年1月30日まで、B社において厚生年

金保険の加入記録がある同僚が、申立人を記憶しているとしていることから判断して、申立人は、申立期間①において同社に勤務していたものと推認することができる。

また、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び複数の同僚の陳述から、A社及びB社は事業主が同一であることが確認でき、申立人の両社間の異動は、同一グループ事業所間の転勤であると推認される。ところ、申立人のように両事業所間を異動している同僚二人の被保険者記録を見ると、5日間程度の未加入期間は見られるものの、勤務は継続し、保険料も控除されていたものと推認できることから、申立人も、同様に、申立期間も継続して両事業所に勤務し（昭和37年12月26日にA社からB社に異動、38年12月1日にB社からA社に異動。）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和38年4月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における39年1月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、両事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①及び②に係る申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）本社における資格取得日に係る記録を昭和40年8月21日に、資格喪失日に係る記録を41年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月21日から41年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社本社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。当該期間は、同社C営業所から同社本社に異動してD業務担当として勤務した時期であり、同社発行の在籍証明書もあるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和40年8月21日に同社C営業所から同社本社に異動、41年4月1日に同社本社から同社C営業所に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和40年7月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、自らの事務手続に誤りがあったとしている上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者取得届が提出された場合には、その後被保険者喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該

届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年8月から41年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）本社における資格取得日に係る記録を昭和38年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月21日から同年8月21日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答を受けた。
A社には、昭和24年6月から52年4月まで継続して勤務した。申立期間は、A社C工場から同社本社（D工場）に転勤した時期であり、38年*月*日に次男が生まれたすぐ後に転勤があったことを記憶している。申立期間も同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和38年4月21日に同社C工場から同社本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年8月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から49年12月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格取得日に係る記録を47年10月1日に訂正し、標準報酬月額については、同年10月から48年7月までは5万6,000円、同年8月から49年7月までは6万4,000円、同年8月から同年12月までは8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から50年1月1日まで

私の夫は、私と結婚する以前からA社に勤務しており、亡くなる平成13年5月まで同事業所に勤務していたが、社会保険事務所では、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間当時の給与明細書を提出するので、申立期間について、夫が厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書及び同僚の陳述から、申立人がA社に申立期間も勤務し、申立期間のうち、昭和47年10月1日から50年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から、47年10月から48年7月までは5万6,000円、同年8月から49年7月までは6万4,000円、同年8月から同年12月までは8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、申立期間に行われるべき2度にわたる被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないとは考え難い上、社会保険事務所の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同一日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和50年1月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る47年10月から49年12月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和47年7月から同年9月までの期間については、給与支給明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほかに、当該期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4081

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から同年7月20日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を受けた。

しかし、A社C事業所には、昭和44年4月1日付けで同社本社から異動しており、B社も同社C事業所における資格取得日を誤って届け出たことを認めているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和44年4月1日に同社本社から同社C事業所に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年7月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったことを認めていることから、事業主が昭和44年7月20日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和50年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月1日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には、昭和47年から平成19年まで継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和50年5月1日に同社B事業所から同社C事業所に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和50年3月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間に係る申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和43年5月から、申立期間もA社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和46年2月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和46年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格喪失日に係る記録を昭和27年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から27年4月1日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には、昭和26年3月から28年8月まで継続勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録、申立期間当時の役員の陳述及びB社の社史から判断して、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和26年7月1日に同社本店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和27年4月1日であることから、同社C支店が適用事業所となるまでの期間は、引き続き同社本店で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和26年6月の社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及

び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間に係る申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月30日から同年6月1日まで

私は、A社に平成15年5月31日まで在籍していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の資格喪失日が同年5月30日となっている。給与明細書が有り厚生年金保険料が天引きされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社保管の出勤簿及び申立人保管の雇用保険被保険者離職票並びに給与明細書により、申立人が同事業所に平成15年5月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成15年4月の社会保険事務所の記録から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管する健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日は、社会保険庁の記録どおりの平成15年5月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和28年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年5月18日まで

私は、A社に昭和28年4月1日に入社し、集合研修を受けた後同社のC支店に配属された。その後支店等を異動し、平成元年11月22日まで継続して勤務したのに、28年4月1日から同年5月18日までの厚生年金保険加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員台帳及び雇用保険の記録並びに同社人事部の陳述から、申立人はA社に昭和28年4月1日から継続して勤務していたものと認められる。

また、申立人がA社に同時に入社したとしている複数の同僚は、上記社員台帳によると、申立人と同様に入社当初の昭和28年4月1日から同年5月15日までの期間において「D業務従事者」とされているものの、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿の記録から、同年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社では、「基本的に正社員の場合、入社当初から厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を控除していることから、申立人の申立期間における保険料についても控除していたものと思われる。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 28 年 5 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が保存されておらず不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年5月25日から22年6月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格取得日に係る記録を21年5月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月5日から22年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が確認できないとの回答があった。昭和20年11月から、申立期間も同社に継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事台帳及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間もA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期に入社した複数の同僚に照会したところ、一人の同僚は、「自分は、申立人と同じ日に面接を受け、申立人と同じ昭和20年11月5日の入社であるが、見習期間があり、厚生年金保険の資格取得日は、その6か月後の21年5月25日であった。当時は、全員がそのように取り扱われていた。」と陳述しており、ほかの一人も「昭和20年12月の入社であったが、資格取得日は21年5月25日であった。」と陳述していることから、当該事業所においては、従業員を採用後、一定の見習期間が経過してから厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同時期に入社した5人のうち、申立人を除く4人の被保険者資格の取得日は、いずれも昭和21年5月25日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和21年5月

25日から22年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和22年6月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間に係る申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和48年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月21日から同年10月8日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和42年4月以降、申立期間も同社に継続して勤務していたのは間違いないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和48年9月21日に同社C事業所から同社B営業所に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年10月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和48年10月8日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和19年6月10日に、資格喪失日に係る記録を20年8月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を40円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月10日から20年8月26日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、A社の記録が無いとの回答をもらった。

記録のある同僚と同じ会社に徴用され、厚生年金保険料を控除されていたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言及び申立期間におけるA社での勤務状況に関する申立人の申立内容から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、徴用令状により、同じ日、同じ集合場所に集合し、A社に徴用された同僚には、昭和19年6月10日を資格取得日とし、20年8月26日を資格喪失日とする厚生年金保険の記録が存在する。

さらに、申立人はA社における勤務内容について、B業務等に従事していたと申し立てているところ、同社に徴用され、B業務等に従事していたと陳述している同僚には、昭和19年6月10日から20年8月26日まで厚生年金保険の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B業務等に従事していたとしている上記同僚の記録から、40円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から社会保険事務所に申立人に係る被保険者取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考える。このため、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年6月から20年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年10月1日に、資格喪失日に係る記録を42年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額について昭和41年10月から42年9月までは2万2,000円、同年10月及び同年11月は2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から42年12月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録照会をしたところ、A社B営業所に雇用され、C建物D所で勤めていた期間について加入記録が無いとの回答をもらった。当時の失業保険被保険者証及び身分証明書等の資料を所持しているため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人の元上司並びにC建物D所主任の証言から、申立人が申立期間においてA社に在職し、C建物D所で正社員として勤務していたことが認められる。

また、申立期間と同時期にA社B営業所に正社員として採用され、申立人と同様にC建物D所で勤務していた同僚4人については、同社に係る厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる。

さらに、A社B営業所の元経理総務担当者は、「正社員であれば雇用保険のみ加入させることは考え難い。社会保険にも加入させていたはずである。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間と同時期に被保険者資格を取得している同社B営業所所属の同僚の標準報酬月額から、昭和41年10月から42年9月までは2万2,000円、同年10月及び同年11月は2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者取得届が提出された場合には、その後被保険者標準報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考える。これは考え難い。

このため、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年10月から42年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年3月まで

私は、昭和38年ごろに、自宅に来た市の職員から国民年金への加入を勧められ、夫婦二人分の国民年金加入手続を行った。

その後、2か月から3か月に一度自宅に集金に来る市の職員に、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間について、納付記録が無く未納と記録されていることに納付できない。

第3 委員会判断の理由

申立人は、昭和38年ごろにA市B区で国民年金に加入後、申立期間の保険料を集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年度から開始された特別適用対策により払い出されたものであることが手帳記号番号払出簿の記載により確認でき、その時期は、申立人が所持する加入当初に交付された国民年金手帳の発行日から、早くても昭和41年6月ごろと推認される。この手帳記号番号を使用して申立期間の国民年金保険料は現年度納付できず、一部の期間は、制度上、時効により納付することもできない。

また、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も、申立期間のうち、厚生年金保険被保険者期間を除く昭和38年6月から40年3月までの期間について未納である。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続、加入当初の保険料の納付などについての記憶は曖昧であり、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年3月まで

私は、昭和45年1月に結婚後、A区役所で国民年金の加入手続をした。記憶は定かではないが、加入手続時に同年1月から同年3月までの国民年金保険料を現金で納付した。当時の保険料額は1か月300円から400円ぐらいであったと思う。

昭和45年3月は3日程度しか働いていないので、厚生年金保険に加入していたとは知らずに国民年金保険料を重複して納付していると思う。

申立期間の保険料が未納と記録されているのに納得がいかない。申立期間の記録を納付済みに訂正して、昭和45年3月の保険料を還付してほしい。

第3 委員会判断の理由

申立人は、結婚後の昭和45年1月ごろ以降にA区役所で国民年金に加入し、同年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年5月及び同年6月の間に払い出されており、同人の所持する国民年金手帳の発行日付が同年6月18日であることから、そのころに国民年金加入手続が行われたことが推認される。

しかし、この時点では申立期間の保険料は過年度保険料となるところ、A区では、当時、区役所において過年度保険料は取り扱っておらず、過年度保険料の納付書の発行及び区役所内の金融機関における過年度保険料の収納事務は行っていなかったとしており、申立人の陳述と符合しない。

また、申立人は、国民年金加入手続の時期及び申立期間の保険料納付状況などについての記憶は定かではないところ、申立人の所持する国民年金手帳の昭和45年4月から同年6月までの印紙検認記録欄には、同年6月25日付けのA区の検認印が押されていることが確認でき、国民年金加入時に3か月分の保険

料を現金で納付したとする申立人の記憶は、当該保険料の納付であった可能性も否定できない。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年9月までの期間及び同年12月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から同年9月まで
② 昭和58年12月から61年3月まで

私は会社を退職後、昭和58年4月ごろにA市B区役所において、国民年金加入手続を行った。

それ以降、私が、毎月区役所で両親の保険料と一緒に自分の国民年金保険料を納付していた。

加入時に交付された年金手帳及びそれに貼付^{ちようふ}されていた領収書などは、年金番号が統合されたときにC社会保険事務所で回収され消却されて無い。

申立期間①及び②の保険料を納付しているのに、未納と記録されており、納得できない。

第3 委員会判断の理由

申立人は、昭和58年に国民年金に加入して、同年4月から申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していると申し立てている。

しかし、申立人の国民年金記録をみると、申立人は、D市において昭和61年11月に同年4月付けで国民年金の第3号被保険者の資格を取得して加入したことが確認できる。

この時点において、申立人は、申立期間①及び②の期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間①及び②に関して、国民年金への加入手続、保険料の納付などについて、記憶が明確ではない。

さらに、申立人に係る旧姓を含めた複数の氏名別読みによる検索及び申立期間の住所地を管轄する社会保険事務所における国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出され

たことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間①及び②の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から42年3月まで

昭和36年ごろに夫婦一緒に夫婦二人分の国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたが、38年4月以降は、生活が苦しかったので保険料を納付していなかった。

詳しい時期は覚えていないが、A市B区の自宅兼店舗でD業を経営していたときに、区役所の集金人から「長い間、保険料が未納なので、そろそろ納付しないと将来、年金がもらえなくなる。」と説明を受けて、私が、夫婦二人分の過去の未納であった保険料を集金人にさかのぼって納付した。

納付したのは、どの期間の保険料で、いくらぐらいだったかは覚えていないが、集金人に言われたとおり、未納であった過去の夫婦二人分の保険料を納付したのに、私と妻の納付済期間が違って記録されており、未納期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、A市B区在住当時に、集金人に対して、一括してさかのぼって納付したと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録をみると、申立期間直後の昭和42年4月から44年3月までの保険料について、C市に転居後の50年12月ごろに特例納付されたことが特殊台帳に記載され、その後の44年4月から45年3月までの保険料について、A市B区で現年度納付されたことが、申立人の所持する国民年金手帳の検認印からそれぞれ確認でき、過去の未納分の保険料を一括して集金人に納付したとする申立人の陳述と符合しない。

また、申立期間の申立人の妻の保険料も未納である。

さらに、上述の特例納付が行われた時点において、その妻より年齢の高い申

立人は、当該期間の保険料を特例納付しなければ、それ以降の保険料を 60 歳に到達するまですべて納付しても年金受給権が得られないところ、申立人は当該特例納付についての記憶は無く、その妻も、現在、病気のため当時の状況を聴取できないため、特例納付を行ったときの状況についての詳細は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から62年12月まで

私は、昭和61年ごろに、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、その際、区役所の職員から、さかのぼって過去の未納分の国民年金保険料を納付できると聞いた。

その当日又は後日だったかはよく覚えていないが、過去2年分の未納分の保険料を区役所で納付し、その後の申立期間の保険料は、その都度区役所で納付していた。

申立期間の保険料は納めているはずなので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年ごろに国民年金の加入手続を行い、そのころ、未納であった過去2年分の国民年金保険料を過年度納付により納付し、その後の保険料は現年度納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の前後において出された被保険者の払出状況及び申立人が所有する国民年金の年金手帳に記載されている届出年月日から、申立人の国民年金への加入手続は、平成2年2月ごろに行われたものと確認できる。この時点において、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、国民年金加入手続、保険料の納付などについての申立人の記憶は曖昧である上、申立人が国民年金に加入した平成2年2月の時点において、申立期間直後の昭和63年1月から平成元年3月までの期間の保険料が、過年度納付により納付済みとなっており、申立人の記憶する保険料については当該保険料であった可能性は否定できない。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から46年3月までの期間及び61年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から46年3月まで
: ② 昭和61年3月

私は、昭和36年ごろに夫と一緒に夫婦二人分の国民年金に加入して、加入当時から、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。その後、転居等で昭和37年1月から二人共に保険料が未納になった。

昭和47年ごろに役所の職員から、「未納の時期が続くと将来年金がもらえない。」と言われ、同年6月8日に、42年4月から46年3月まで（申立期間①）の夫婦二人分の保険料を夫婦一緒に特例納付した。

その後も、申立期間②を含んで、夫が60歳になるまでの間の夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきた。

それなのに、申立期間①については私だけが、申立期間②については、夫婦二人共に未納と記録されており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、未納期間となっていた昭和42年4月から46年3月までの国民年金保険料を47年6月に、夫婦一緒に夫婦二人分を特例納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立人に係る特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿には、昭和36年4月から同年12月までの国民年金保険料が納付された後、申立期間①を含む47年3月までの間が未納と記録されており、A市の被保険者名簿から、申立人及びその夫の同市への国民年金の住所変更手続が、同年3月ごろに行われたことが確認できる。

申立人は、住所変更手続を行った当時33歳であり、変更後の昭和47年4月以降の保険料を60歳到達までの間すべて納付すれば年金受給権を確保できる

年齢であったが、申立人の夫は、その時点で39歳であり、60歳に到達するまでの間に保険料をすべて納付しても年金受給に必要な25年の保険料を納付することができず、年金受給権を確保するために必要な、42年4月から46年3月まで（申立期間①）の保険料を特例納付により、その直後の同年4月から47年3月までの保険料を現年度納付により、それぞれ納付したことが推認される。

また、申立人の夫は、上述の期間以外の未納期間の保険料は特例納付していない。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料は見当たらない。

次に、申立期間②について申立人は、当時の保険料は前後の期間と同様に毎月納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立人は、その夫と一緒に昭和60年4月から61年3月までの保険料として、62年3月に過年度納付しているが、その納付金額が前納保険料相当額であって12か月分の保険料に不足するため、60年4月から61年2月までの11か月の保険料として収納し、その残金を62年4月9日付けで申立人の銀行口座に還付されたことが、A市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録で確認できる。

申立人が納付に使用した納付書の金額の記載などの経緯は不明であるが、例え、行政側の過誤により保険料の額が誤って記載されて1か月の保険料の納付の機会が奪われたという事情があったとしても、収納記録からみると、申立人が、申立期間②の保険料を納付していたものとは認められない。

このほか、申立人の申立期間②にかかる保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和43年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から51年3月まで

私は、結婚した昭和48年ごろに、父から国民年金手帳を受け取り、その際、私が20歳になった昭和43年ごろから、父が、私の国民年金保険料をA県B市（現在は、C市。）役所で納付してくれていたと聞いている。

結婚後は、義母が、義母及び夫の分と一緒に、私の申立期間の保険料についても納付してくれていた。

申立期間のうち、結婚前の期間は、父及び母が納付済みとなっており、結婚後の期間は、義母及び夫が納付済みとなっているにもかかわらず、私だけ未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、20歳から結婚するまでの期間の国民年金保険料をその父が納付し、結婚後の期間の保険料は、義母が納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年2月ごろにD市E区で払い出されたことが確認できる。この手帳記号番号を使用して申立期間の保険料を現年度納付することはできず、制度上、一部期間は時効により納付することができない。

また、申立人の父及び母の手帳記号番号は、昭和47年6月ごろに払い出されており、43年ごろに申立人のみ手帳記号番号の払出しを受けて、その父が保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料納付に直接関与しておらず、納付していたとする父及び義母は既に死亡しており、当時の国民年金への加入状況、申立期間の納付状況等の詳細は不明である。

加えて、申立人に係る複数の氏名別読み検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の父及び義母が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料は二重払いしていたものとは認めることはできず、同年5月から38年2月までの国民年金保険料については、納付していたものとは認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年5月から38年2月まで

私は、昭和36年4月から国民年金に任意加入した。申立期間①の保険料は、当初印紙を買って手帳に貼り、A市役所に持って行ったが、その後、集金人が来るようになった。申立期間②の保険料については、37年当時は納付できなかったが、国民年金に加入して10年ほどたったころ、B社会保険事務所からの納付督促の手紙と納付書が届いたので、申立期間②の保険料だと思い47年2月に納付した。ところが、この保険料は申立期間①の保険料として収納されてしまい、申立期間①は二重払いとなっている。

また、申立期間②が未納とされているのは納得できない。申立期間②については、任意加入していないことになっているが、昭和36年4月から国民年金に加入し続けていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の保険料を現年度納付していたにもかかわらず、申立期間②の保険料として納めた特例納付保険料が、誤って申立期間①の保険料として収納されたため、申立期間①は二重払いとなり、申立期間②は未納とされてしまった一方、申立期間②は任意加入していないことになっているが、国民年金に加入していたはずと申し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、申立期間①の印紙検認記録欄には、納付があれば押されるべき検認印が無い。このため、現年度納付がなされたとは考え難く、国民年金手帳に印紙を貼って納付したと

する申立てと符合しない。また、この国民年金手帳は昭和 38 年 9 月に再発行されたものであるが、仮に申立期間①の納付記録に誤りがあった場合、申立期間①に続く 37 年 4 月及び未加入期間を挟み 38 年 3 月から 39 年 1 月までの期間の印紙検認記録との取扱いの違いに、国民年金手帳を所持する申立人が気付かなかったとは考え難い。

また、申立期間②について、申立人の資格記録をみると、社会保険庁の記録及び申立人の所持する国民年金手帳から、昭和 37 年 5 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失し、その後の資格再取得は 38 年 3 月 28 日であることが確認できる。この場合、申立期間②は未加入期間となるため保険料を納付することはできない。

なお、申立人は、この間も国民年金に加入し続けていたと申し立てているが、申立人の所持する国民年金手帳に資格喪失日が記載されているとともに、申立期間②の印紙検認記録欄に斜線が引かれていることが確認でき、申立人は申立期間②は国民年金被保険者資格を喪失していたことを常に認識できる状態であったと推定できる。

さらに、申立人の所持する昭和 47 年 2 月 5 日付けの領収証を見ると、納付目的が 36 年から 1 年分の保険料であることは容易に確認することができ、申立期間②の保険料を納付したとは考え難い。なお、申立期間②は 10 か月であり特例納付保険料額は 4,500 円となるが、特例納付された保険料額は 12 か月で 5,400 円である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を二重払いしていたものとは認めることはできず、申立期間②の保険料については納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3200

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から51年4月まで

私は、昭和48年6月に厚生年金保険を脱退した後に、国民年金に加入した。先に妻が国民年金に加入していたので（妻は、昭和47年1月に国民年金に加入したが、厚生年金保険に48年10月まで加入していたため、後に記録訂正されている。）、A市の保険課から、夫婦二人分の保険料を集金に来ていたはずである。妻が集金人に保険料を納付し、領収証を保管していたが今は無い。妻の記録は納付済みになっているのに、世帯主で両親を扶養していた私が、国民年金に加入していない記録となっていて、上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年6月に厚生年金保険を脱退した後、国民年金に加入したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金資格記録についてA市の国民年金保険料資格状況通知書（被保険者名簿）の記録を調査したが、国民年金手帳記号番号が申立人に払い出された形跡は無く、加入手続をした記録及び納付の記録は確認できない。

また、申立人は申立期間直前の昭和48年6月に厚生年金保険の資格を喪失しているが、それまでの厚生年金保険の加入月数が293か月あり、その時点で年金の必要加入月数である240か月を満たしている。

さらに、申立人は、国民年金への加入手続を申立人自身で行った覚えはなく、夫婦が経営していた会社を受け持っていた社会保険労務士が加入手

続をしたかも知れないと述べるものの、加入手続についての記憶は定かではない。

加えて、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、納付を担当していたとされる申立人の妻も、夫の国民年金への加入手続から保険料納付までの記憶は定かではなく、申立人及び申立人の妻の陳述からは、申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる事情を酌み取ることはできなかった。

そのほか、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3201

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 2 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 2 月から同年 7 月まで

平成 12 年ごろ、A 市役所で納付書を使って申立期間の保険料をまとめて納付した。保険料額は月 1 万 3,300 円であった。保険料を納付した時期は定かでない。納付した時、領収書を受け取ったが、今は手元に無い。上記期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 12 年ごろ、A 市役所で申立期間の保険料をまとめて納付したと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、A 市の保管している国民年金保険料免除申請書及び国民年金保険料免除申請却下通知書から、申立人は平成 12 年 4 月に同市役所で、同年 3 月から 13 年 3 月までの国民年金保険料免除申請を行ったものの、同市は同年 11 月に同却下通知を行っていることが確認でき、社会保険庁の記録から、申立期間は未納とされていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したがその時期は定かでないと陳述しているが、申請免除は、既に納付された国民年金保険料を免除できないことから、申立期間を含む平成 12 年 3 月から 13 年 3 月までの期間の国民年金保険料免除申請を行った 12 年 4 月より前に、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したとは考え難い。

さらに、免除申請却下通知が送付された後に申立人が国民年金保険料を納付するためには、申立期間のうち、平成 12 年 2 月及び同年 3 月の過年度

保険料は社会保険事務所で、申立期間のうち、同年4月から同年7月までの期間の現年度保険料は市役所で、それぞれ納付手続を行う必要があるところ、申立期間の保険料の納付状況に関する申立人の記憶は定かでなく、保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることはできなかった。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月及び同年6月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月
② 昭和36年6月から40年3月まで

私は、国民年金を受給するようになって、自分が思っていたよりも受給額が少ないことが気になっていた。加入手続、保険料納付など国民年金に関してはすべて妻が管理していたので詳しいことは何も分からないが、昭和50年から60年ごろ、たまたま妻が集金人に保険料を支払っているところに居合わせたことがあった。「これだけ支払ったらしまいですから。」と言う集金人に対し、40万円から60万円のお金を支払っていたと思う。国民年金にたくさん支払うなあと思いながら見ていたことを覚えている。それが、いつからいつまでの期間の保険料だったのか、管理していた妻は亡くなって確認できないが、支払えるところがあったらすべて支払っていると思う。未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が集金人にまとまった金額の国民年金保険料を支払っているところを見かけたことがあり、納付できる場所があったらすべて納付しているはずである、と申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、手帳記号番号が昭和47年7月に夫婦連番で払い出されていることが確認できる。この時点においては、申立期間①及び②を含め36年4月及び同年6月から44年12月までの期間の保険料は特例納付で、45年1月から47年3月までの期間の保険料は過年度納付でなければ納付できない期間となっている。

一方、申立人及びその妻の納付記録を見ると、社会保険庁の記録から、夫婦

共に特例納付及び過年度納付を利用し、昭和 40 年 4 月までさかのぼって保険料を納付していることが確認できる。この点について、申立人の年金受給権は保険料納付期間が 22 年（264 か月）であり、申立人の妻の年金受給権は保険料納付期間が 14 年（168 か月）であることから、夫婦共に 60 歳まで未納無く保険料を納付することによって年金受給権が確保できる時期までさかのぼって保険料を納付したものと考えられる。

また、特例納付は、受給権確保のための制度であったことを考えると、申立期間までさかのぼって保険料を納付しなかったとしても不自然ではない。

さらに、特殊台帳の記録をみると、昭和 48 年の台帳更新時点において 40 年 4 月から 47 年 3 月までの保険料は納付済みと記録されていることから、申立人は、第 1 回特例納付実施期間中（昭和 45 年 7 月から 47 年 6 月まで。）に 40 年 4 月から 47 年 3 月までの保険料を納付したものと推定できる。また、市及び社会保険庁では申立期間当時、36 年 5 月の厚生年金保険加入を把握していなかったことから、仮に申立期間①及び②の保険料を第 1 回特例納付で納付した場合の保険料額は、40 年 4 月から 47 年 3 月までの期間の保険料を併せ、夫婦で 11 万 7,000 円となる。また、第 2 回特例納付（昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月まで。）で申立期間の保険料を納付した場合の保険料額は夫婦で 8 万 6,400 円となり、第 3 回特例納付（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで。）で申立期間の保険料を納付した場合の保険料額は 38 万 4,000 円となる。しかし、申立人は、当初納付した金額を 40 万円から 60 万円と申し立てており、いずれの特例納付実施期間であっても保険料額が符合せず、後の聞き取りでは納付した金額は 35 万円ぐらいと変遷するなど納付したとする保険料額の記憶が定かではない。

加えて、申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の妻は既に死亡しており、申立人自身も当時の具体的な状況は分からないと陳述するなど、保険料納付をうかがわせる事情は見当たらない。

その他の状況も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から5年3月まで

私は、昭和62年9月に退職した時、健康保険と年金の切替えをし保険料を支払う必要があることを知り、退職後すぐに夫婦二人分の健康保険の任意加入手続と国民年金の加入手続をして保険料を支払った。

平成4年12月に退職した時も前回の経験があるので、必ず切替手続をして納付したはずである。未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年9月の退職後すぐ、国民年金資格の取得手続をし、保険料を納付した経験があることから、平成4年12月に退職したときも、国民年金資格の取得手続と国民年金保険料を納付しているはずであると申し立てている。

そこで、申立人の資格に関する記録をみると、社会保険庁の記録から、昭和62年9月27日に国民年金被保険者資格を取得した後、同年12月1日に資格を喪失していることが確認でき、その後、国民年金被保険者資格を再取得した形跡が見られないことから、申立期間は未加入期間となり、保険料を納めることはできない。

また、申立人の妻の資格記録をみると、平成4年12月26日の3号被保険者喪失の手続と5年4月1日の第3号被保険者取得の手続を、7年4月25日に行っていることが確認でき、申立期間当時は第1号被保険者への資格変更の手続を行っていなかったことが分かる。このことから、申立人についても、第2号被保険者から第1号被保険者への手続を行っていなかったと推定される。また、申立人の妻が、資格変更の手続をした同年4月時点で、申立期間のうち、4年12月から5年2月までの保険料は、時効の成立により、制度上、納付す

ることはできない期間となる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について各種氏名検索を行ったが申立人に別番号が払い出された形跡は無かった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から41年3月まで

私は、昭和38年ごろ、国民年金の集金人に勧められて、A市で国民年金に加入した。加入手続は、同居の母が自宅で行ってくれた。国民年金保険料は、日中は仕事で不在であったので、母に保険料を預けて、集金人に納付してもらっていた。

しかし、社会保険事務所の年金記録をみると、申立期間について、私の納付記録が無い。

一方、夫は申立期間が納付済みとなっているが、当時、夫は長期不在で自宅にはおらず、夫の保険料を納付したことも無い。

申立期間に係る夫の納付記録は、私の保険料として納付したものであるもので、申立期間について、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年にA市で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は、同居の母に預けて集金人に納付してもらっていたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、まず、昭和38年3月に、B市で払い出されており、当該手帳記号番号は、同年12月に消除されている。次に、同年12月に、A市で別の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されているが、当該手帳記号番号も、保険料が納付されなかったことにより資格を取り消されている。

また、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立期間の保険料納付をうかがわせる事蹟^{じせき}は見られないほか、申立人が昭和40年3月31日に転出による不在被保険者として処理されたことが記載されており、少なくとも、同日以降は、申立人は、同市で国民年金保険料を現年度納付することはできな

ったと考えられる。

さらに、社会保険事務所の申立人に係る特殊台帳には、申立人が昭和 45 年 11 月 1 日に国民年金に任意加入した旨が記載されており、同日以前は国民年金に未加入の期間とされている。

加えて、各種読み方による氏名検索を行ったが、申立人に対し、前述二つの国民年金手帳記号番号以外に、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人に代わって保険料を納付したとされる申立人の母は既に死亡しているため、申立期間における保険料納付の状況は不明である。

なお、申立期間において、申立人の夫の国民年金保険料が納付済みとされていることについては、同人に対して、昭和 38 年 3 月に B 市で、同年 12 月及び 41 年 5 月に A 市で、それぞれ別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、いずれの手帳記号番号も消除又は資格を取消しされているほか、A 市の同人に係る国民年金被保険者名簿に保険料納付の記録は見当たらない。また、社会保険事務所の同人に係る特殊台帳には、申立期間の保険料納付が記録されているが、当該保険料が特例納付等によりさかのぼって納付された旨の記載は無く、当該保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
手帳記号番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から48年12月まで

私は、昭和44年ごろ、A市役所に国民健康保険の加入手続に行った際、窓口で国民年金も同時に加入する必要があるとの説明を受け、国民年金の加入手続も行った。国民年金保険料は、初回は市役所で納付し、次回からは自治会の集金人に来てもらって納付した。納付時には年金手帳に印紙を貼^はり、スタンプを押してもらっていたと思う。

申立期間については、保険料を納付しているはずであるので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を初回は市役所で納付し、以降は集金人に納付したと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、昭和44年3月に申立人に対し手帳記号番号が払い出されているものの、社会保険事務所及びA市には、当該手帳記号番号を使用して国民年金保険料が納付された事実は見当たらない。

また、申立人には、昭和52年3月に、B市C区において別の手帳記号番号が払い出されているが、制度上、時効により、この手帳記号番号を使用して申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、各種読み方による氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から49年3月まで

私は、昭和47年ごろに会社を辞めて父が経営する家業のB業店で働くようになり、その後何年かして、私自身がA市役所で国民年金の加入手続を行った。

加入手続の際に、市の職員から、これまでの未納分も納付した方がよいと助言を受け、老後のことを考えると納付した方がよいと思った。

申立期間当時は、父が家計を管理しており、父からは、私と妻の国民年金保険料をそれまでの未納分も含めてすべて納付したと聞いた。

それなのに申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年に会社を辞めてから数年後に、A市で自ら手続をして国民年金に加入し、国民年金保険料は、加入までの未納分を含めて、申立人の父が申立人とその妻の二人分を納付してくれたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年2月に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号では、申立期間の一部の保険料は、制度上、時効により納付することができない上、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認し氏名別読みによる検索を行っても、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳がA市で交付された昭和49年12月9日に、申立人の同年4月から同年12月までの保険料がさかのぼって納付されていることが、申立人が所持する国民年金手帳の検認欄で確認できるところ、申立人に係る社会保険事務所の特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿において、申立期間の保険料が過年度納付された記録は無く、特例納付された事蹟^{しせき}も見当たらない。

さらに、申立人の父が申立人の保険料と一緒に納付したと申立人が申し立てているその妻の保険料も、申立期間については未納である。

加えて、申立人は、申立期間の保険料納付に関与しておらず、当該保険料を納付したとされる申立人の父は既に死亡しているため、申立期間の保険料の納付状況は不明であり、そのほかに、申立人の父が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料が納付されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年12月まで

昭和43年4月に国民年金に加入し、以後、定期的に夫婦二人分の保険料を集金人に納付した。ねんきん特別便を見たところ、夫婦共に同じ期間が未納と分かった。夫婦一緒に定期的に夫婦二人分を納付したはずであるので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月に国民年金に加入した以後は、夫婦共に定期的に夫婦二人分を集金人に納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人夫婦の加入手続時期をみると、厚生年金保険から国民年金への切替えを行っている直前の手帳記号番号払出者の資格取得日が昭和45年2月15日であることから、同年2月ごろになされたものと推定できる。この点は申立人夫婦が所持する年金手帳の検認記録欄が昭和44年度分から作成されている状況と整合しており、昭和43年4月に加入したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人夫婦が所持する年金手帳を見ると、申立期間に係る印紙検認記録欄には現年度納付がなされた場合に押されるべき検認印は認められず、当時は、3か月ごとに集金人に現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しないほか、一緒に夫婦二人分を納付したとする妻も、申立期間は未納である。

さらに、申立人夫婦共に申立期間直後の昭和46年1月から同年3月までの保険料は、同年4月19日に検認処理の上、昭和45年度分の検認台紙欄が切り取られていることが確認できる。この場合、申立人夫婦は同一年度となる昭和45年4月から同年12月までの保険料についても、同様に現年度納付は可能であったとともに、この期間について検認印が無いことは容易に認識できたもの

と推定できる点を踏まえると、申立人夫婦の意志により 46 年 1 月から現年度納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するために、別読みを含む氏名検索を行ったが、その存在は確認されなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

なお、申立人夫婦の納付記録をみると、加入手続前の過年度期間となる昭和 43 年度分が、夫婦そろって納付済みとなっている。一方、申立人夫婦は、国民年金に加入以降は一貫して集金人に現年度納付したと陳述しており、この点についての記憶は定かではないが、市では申立人夫婦の加入年度である 44 年度に適用対策を実施し、国民年金手帳と併せて国庫金納付書を送付していた形跡が、当時の市の広報紙から確認でき、当該納付書が活用された可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年12月まで

昭和43年4月に国民年金に加入し、以後、定期的に夫婦二人分の保険料を集金人に納付した。ねんきん特別便を見たところ、夫婦共に同じ期間が未納と分かった。夫婦一緒に定期的に夫婦二人分を納付したはずであるので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月に国民年金に加入した以後は、夫婦共に定期的に集金人に夫婦二人分を納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人夫婦の加入手続時期をみると、厚生年金保険から国民年金への切替えを行っている直前の手帳記号番号払出者の資格取得日が昭和45年2月15日であることから、同年2月ごろになされたものと推定できる。この点は申立人夫婦が所持する年金手帳の検認記録欄が昭和44年度分から作成されている状況と整合しており、昭和43年4月に加入したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人夫婦が所持する年金手帳を見ると、申立期間に係る印紙検認記録欄には現年度納付がなされた場合に押されるべき検認印は認められず、当時は、3か月ごとに集金人に現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しないほか、一緒に夫婦二人分を納付したとする夫も、申立期間は未納である。

さらに、申立人夫婦共に申立期間直後の昭和46年1月から同年3月までの保険料は、同年4月19日に検認処理の上、昭和45年度分の検認台紙欄が切り取られていることが確認できる。この場合、申立人夫婦は同一年度となる昭和45年4月から同年12月までの保険料についても、同様に現年度納付は可能であったとともに、この期間について検認印が無いことは容易に認識できたもの

と推定できる点を踏まえると、申立人夫婦の意志により 46 年 1 月から現年度納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するために、別読みを含む氏名検索を行ったが、その存在は確認されなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

なお、申立人夫婦の納付記録をみると、加入手続前の過年度期間となる昭和 43 年度分が、夫婦そろって納付済みとなっている。一方、申立人夫婦は、国民年金に加入以降は一貫して集金人に現年度納付したと陳述しており、この点についての記憶は定かではないが、市では申立人夫婦の加入年度である 44 年度に適用対策を実施し、国民年金手帳と併せて国庫金納付書を送付していた形跡が、当時の市の広報紙から確認でき、当該納付書が活用された可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から50年12月まで

昭和42年、私はテレビ及び新聞で国民年金のことを知ったことがきっかけで、夫と一緒にA市役所で夫婦二人分の加入手続をした。その際、係の職員から36年にさかのぼって保険料を納付した方がよいと言われたので、夫も私も同年4月から加入時までの期間について、加入当初5回から10回程度に分割して夫婦二人分の保険料を銀行で納付した。それ以降も、申立期間の保険料を、役所から送ってくる納付書によって欠かさず定期的に銀行で夫婦二人分を納付していた。ところが、最近年金特別便がきたのを見て疑問に思い、社会保険事務所で自分たち夫婦の年金記録を調べてもらおうと、夫婦共に同年から加入し夫婦二人分の保険料を納付しているはずなのに、夫は40年から納付を始めたことになっており、一方私の方は42年9月から50年12月までが未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和42年に夫と一緒に夫婦二人分の国民年金に加入した際、昭和36年4月までさかのぼって夫婦二人分の保険料を5回から10回程度に分割して特例納付し、以降は納付書により定期的に現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及びその夫の加入手続時期をみると、兩人共に昭和53年9月30日に加入手続をしていることが市の被保険者名簿から確認でき、42年に加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しないものの、当時は、附則4条に基づく、特例納付が可能な時期に当たっていた。

一方、申立人夫婦の納付記録をみると、夫婦は昭和51年1月までさかのぼって過年度納付を行った上、申立人は36年4月から42年8月までの77か月

を、その夫は、36年4月から44年10月までの103か月分（後に期間を訂正）を10回に分割して特例納付していることが市の被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳双方において確認でき、加入後、5回から10回程度に分割して特例納付を行ったとする申立人の陳述とは符合している。また、申立人夫婦は、これら過年度及び特例の組み合わせによる^{そきゅう}遡及納付を行った上、各々60歳に達するまでの間、納付を継続することによって初めて年金受給に必要な300か月の納付期間を確保できる状況であった。さらに、特例納付が無年金者の救済措置として設けられた制度であったことから、市では受給権確保の観点から納付の勧奨を行っていた形跡が、当時の市の広報紙から確認できる。

これらの点を踏まえると、申立人夫婦は、そろって40歳を超えていた昭和53年に特例納付を前提として加入^{そきゅう}手続を行い、その際、各々、受給権確保に必要な期間についてのみ遡及納付を行うとともに、同年4月から現年度納付を開始したと考えるのが相当である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、旧姓を含む氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、その存在は確認されなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から43年3月まで

時期及び場所ははっきりとは覚えていないが、私が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。当時は長男の出産前後で、居住していた団地の玄関先にて現金と年金手帳を手渡し、後はすべてを集金人に任せていた。玄関にはミシンを置いていて、その上に年金手帳と釣銭が置かれ、勝手に帰る状態だった。年金手帳には印を押してもらっていたと思う。私は当時、あまり健康ではなく横になることが多かったので、一括払いにしたようにも記憶している。集金人の年齢は50歳から60歳ぐらいのおじさんとおばさんが交替で来ていた。しかし、申立期間の納付記録は未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期及び場所ははっきりとは覚えていないが、申立人自身が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後、夫婦二人分の保険料を現年度納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和42年2月4日に夫婦連番で払い出されていることが社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、申立期間の保険料は現年度納付が可能であった。しかしながら、申立人と連番で手帳記号番号の払出しを受けている申立人の元夫の納付記録をみると、申立人と同様、昭和42年度は未納であることが社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

また、申立人が所持する昭和42年1月24日発行の国民年金手帳を見ると、昭和42年度の印紙検認記録欄に検認の押印が見られず、印紙検認台紙には印紙の貼付が無く、切り離されていないことが確認できる。

さらに、申立人及び申立人の元夫の納付記録をみると、加入手続前の期間の保険料について、申立人の元夫については昭和41年度分を昭和42年3月1日

に、申立人については強制加入となった41年12月から42年3月までの4か月を同年3月7日に現年度納付していることが、社会保険庁の特殊台帳及び申立人が所持する国民年金手帳から確認できる。また、44年1月から同年3月までの保険料について、申立人については同年7月9日に、申立人の元夫については同年9月22日に過年度納付していることが、同台帳及び申立人が所持する預かり証から確認できる。このように、加入当初の夫婦の納付日は異なっており、夫婦二人分を一緒に納付したとする陳述とは符合しない。

加えて、申立人の保険料納付に係る記憶は定かではなく、納付の状況は不明であるほか、申立人の申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から40年3月まで

私は、C業務従事者としてA市B区において住み込みで働いていた当時、私の国民年金手帳は事業主に預けており、事業主に保険料を渡して、事業主が集金人に納付してくれていたが、昭和40年の夏ごろ、区役所から国民年金の強制加入の通知と、資格取得日までさかのぼって納付すれば満額もらえるというような通知が届いたので、この時は、一緒に送られてきた納付書により、私自身が申立期間の保険料を郵便局で一括納付したのを覚えている。未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年の夏ごろ、区役所から送付されてきた納付書により、申立人自身が申立期間の保険料を郵便局で一括納付したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金の未適用者に対して、直接手帳を送付する昭和41年度の適用対策により払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人の所持する国民年金手帳の検認印を見ると、昭和41年4月から42年3月までの保険料を、同年3月3日にまとめて印紙で納付していることが確認できることから、このころに申立人の国民年金手帳が送付され、当時の事業主によって当該期間の保険料が納付されたものと推測される。したがって、この時点において、申立期間の保険料の大半は、時効により納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人の納付記録をみると、申立期間直後の昭和40年4月から納付済みとなっていることから、申立人自身が納付書により過去の保険料をさかのぼって一括納付したとする時期は、申立人が主張する同年の夏ごろでは無く、国民年金手帳が送付されてきたとみられる42年3月以降の同年夏ごろであつ

たものと考えられ、その時点において、時効にかかわらず納付が可能であった40年4月から41年3月までの1年分の保険料をさかのぼって一括納付したものとみるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の保険料をさかのぼって一括納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3212

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで
佐藤内閣の時に夫婦二人で国民年金に加入させられたころ、保険料は100円であったが、私は、当時、年金に関心が無かったので納付を拒否してきた。その後、集金人に「保険料が300円に上がるので、その前に納めた方がよい。」と言われたので、妻が郵送されてきた納付書で、過去の夫婦二人分の保険料をさかのぼって全額納付した。納付金額についてはよく覚えていないが、夫婦二人分で2万円ぐらいであったような気がする。
申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、集金人に勧められ、国民年金保険料が月額300円に上がる前に、申立人の妻が夫婦二人分の過去の保険料をさかのぼって納付したと申し立てていることから、その納付時期は、当時35歳以上であった申立人夫婦の保険料月額が250円となる昭和42年1月以降、300円となる44年1月前までの間と推定され、その時点では申立期間の保険料の大半は、時効により納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人夫婦の納付記録をみると、申立期間直後の昭和40年4月から納付済みとなっていることを踏まえると、申立人の妻は、42年5月以降に、その時点において、時効にかからず納付が可能であった40年4月から42年3月までの夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付したものとみるのが自然である。

さらに、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかつた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
佐藤内閣の時に夫婦二人で国民年金に加入させられたころ、保険料は100円であったが、夫は、当時、年金に関心が無かったので納付を拒否してきた。その後、集金人に「保険料が300円に上がるので、その前に納めた方がよい。」と言われたので、私が郵送されてきた納付書で、過去の夫婦二人分の保険料をさかのぼって全額納付した。納付金額についてはよく覚えていないが、夫婦二人分で2万円ぐらいであったような気がする。
申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、集金人に勧められ、国民年金保険料が月額300円に上がる前に、申立人が夫婦二人分の過去の保険料をさかのぼって納付したと申し立てていることから、その納付時期は、当時35歳以上であった申立人夫婦の保険料月額が250円となる昭和42年1月以降、300円となる44年1月前までの間と推定され、その時点では申立期間の保険料の大半は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人夫婦の納付記録をみると、申立期間直後の昭和40年4月から納付済みとなっていることを踏まえると、申立人は、42年5月以降に、その時点において、時効にかからず納付が可能であった40年4月から42年3月までの夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付したものとみるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から39年6月まで期間及び42年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から39年6月まで
② 昭和42年4月から43年3月まで

私は、当時、勤務先の店主から、国民年金保険料を納付しておいた方がよいと言われたので、昭和36年4月から同店を退職する39年6月までの間、区役所から来ていた年配の男性集金人に保険料を3か月分ずつ納付していたのに、申立期間①が未納とされているのは納得できない。

また、A市B区の商店街に店を出していたころ、商工会議所の掛金を支払えば国民年金保険料を支払わなくてもよいようになるというので、納付していない期間があるのは知っている。そこが免除扱いにされていたことは後で分かったが、その後は、妻が集金人に夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたので、申立期間②も納付していると思う。未納とされているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和36年4月から国民年金保険料を3か月分ずつ集金人に納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が退職したとする39年6月より後である同年12月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できることから、この時点において、申立期間①のうち、同年3月以前の保険料は、時効により納付することができない期間を含む過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が、申立てどおり、申立期間①の保険料を集金人に現年度納付するためには、申立期間①において別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、申立期間①に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかつた。

申立期間②について、申立人は、免除とされている期間後は、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたので、納付していたと思うと申し立てているが、一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間②は未納である上、申立人及びその妻からは、免除期間後の具体的な納付開始時期及び申立期間②の保険料を納付したとする明確な陳述を得ることができなかった。

また、申立人及びその妻の特殊台帳を見ると、昭和55年11月に、申立人については、36年4月から申立期間①直前の同年6月までの3か月、申立人の妻については、同年4月及び同年5月の2か月の保険料をそれぞれさかのぼって特例納付していることが確認できるところ、申立人及びその妻の納付記録をみると、60歳期間満了までの納付月数及び免除月数の合計月数は、申立人が、申立期間①及び②を除いて、300か月(25年)、申立人の妻が、未納期間を除いて、288か月(24年)であり、それぞれ年金受給資格期間を最低限確保するために必要な月数と一致している。

さらに、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から43年3月まで
昭和46年又は47年ごろに、A区の自宅に来ていた女性集金人に、このままでは年金が受け取れなくなるとの説明を受け、妻が、未納期間であった申立期間の国民年金保険料(1か月分200円又は250円)をまとめて集金人に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年又は47年ごろに、特例納付制度を利用して、妻が、申立期間の国民年金保険料として1か月当たり200円又は250円を一括して集金人に納付したと申し立てている。

当時は、第1回特例納付実施時期に当たっていたものの、特例納付に係る国民年金保険料は1か月当たり450円であり、また、集金人に特例納付に係る保険料を納付することはできないため、申立内容と符合しない。

また、申立人の所持する年金手帳及び国民年金保険料領収証書を確認したところ、昭和52年3月以前については、社会保険事務所の記録上納付済みとなっている期間に係る年金手帳の領収印又は領収証書はすべて残されている一方、申立期間及びほかの未納期間に係る年金手帳の領収印又は領収証書は見当たらなかった。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人及び国民年金保険料納付を担っていた申立人の妻から申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から53年3月まで
国民年金の加入手続については、自分ではしていないので分からないが、昭和47年に結婚した際、義父が行ってくれたと思う。
申立期間の保険料の納付については、夫婦二人分の保険料を義父が集金人に納付してくれていたと思うので、夫の保険料が納付済みであるのに自分の分だけ未納であるはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和47年に、義父が国民年金への加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も、集金人に納付してくれていたはずであると申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年4月21日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間のうち、47年3月から50年12月までの国民年金保険料は、制度上納付することができず、また、51年1月から53年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間は73か月に及んでおり、これだけの長期間にわたり国民年金保険料収納及び記録管理において事務的過誤が連続されたとは考え難い。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料納付を担っていた義父は既に死亡しているため、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3217

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

国民年金の加入時期については、はっきりと覚えていないが、昭和41年ごろにA区役所から通知書が届き、区役所の国民年金担当窓口で手続をしたはずである。

その時に、窓口担当者から、未納となっている期間の保険料を社会保険事務所ではさかのぼって納付することができると聞き、翌日又は翌々日に社会保険事務所に行って、それまで未納であった夫婦二人分の保険料として14万円から15万円ぐらいを納付したと思う。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年ごろにA区役所で国民年金加入手続を行い、それまで未納となっていた夫婦二人分の国民年金保険料を、社会保険事務所でさかのぼって一括納付したと申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年6月1日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、特例納付制度は設けられていなかったことから、申立期間のうち、36年4月から38年12月までの国民年金保険料は、制度上納付することができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は夫婦二人分で14万円から15万円ぐらであったと申し立てているが、仮に、後年になって特例納付制度を利用して夫婦二人分の保険料を納付したとした場合、その保険料は、第1回特例納付実施期間（昭和45年7月から47年6月まで。）では5万3,550円、第2回特例納付実施期間（昭和49年1月から50年12月まで。）では10万7,100

円及び第3回特例納付実施期間(昭和53年7月から55年6月まで。)では47万6,000円となり、いずれも申立ての金額と一致しない。

さらに、申立人は、昭和4年生まれで、年金受給資格期間は24年(288か月)であることから、41年6月の国民年金加入の際に、年金受給資格期間を満たすために最低限必要な期間となる40年4月にまでにさかのぼって国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から43年3月まで

会社を退職した昭和41年11月に、妻がA市役所で、国民年金への加入手続をしてくれたと思う。

保険料の納付についても妻に任せていたため、自分では全く分からないが、妻は、確かに私の国民年金について、国民健康保険への加入と一緒に手続をし、保険料も納付してくれていたはずであるので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年11月に会社を退職した際、妻がA市で国民年金への加入手続をしてくれ、申立期間の国民年金保険料も納付したはずであるとしている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市から転居したB市において、昭和43年9月19日に夫婦連番で払い出されており、当時、会社を退職した申立人の妻が、この時点で夫婦二人分の国民年金への加入手続を一緒に行ったと考えるのが自然である。

また、申立期間後に転居したC市及びD市E区に現存する被保険者名簿を見ても、国民年金保険料納付記録が確認できるのは昭和43年4月以降であり、申立期間に係る納付記録は見当たらない。

さらに、国民年金保険料納付を担っていた申立人の妻は、さかのぼって保険料を納付したことは無いとしており、夫婦一緒に夫婦二人分の国民年金に加入した昭和43年度分から現年度納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金

手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 31 日から 41 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。社会保険事務所の記録では、同社は昭和 40 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっているが、私は社会保険の担当者として、社会保険事務所に、同社に係る適用事業所では無くなった旨の届出をした記憶は無い。同社には、41 年 9 月 30 日まで在籍していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に在籍し（昭和 41 年 1 月から同年 10 月までは入院していて勤務していないとしている。）、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 40 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない。また、事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務の実態及び厚生年金保険料控除の状況は確認できない上、同日に適用事業所で無くなった旨の届が提出された状況についても確認できない。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録をみても、A社が厚生年金保険の適用事業所で無くなる際の記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間当時の同僚は、既に死亡又は所在不明であり、これらの者からも申立人の申立期間に係る勤務の実態等を確認することはできない。

また、申立人は、「A社では、設立当初から申立期間当時まで、申立人を含む事業主の親族である社員については、給与から社会保険料（厚生年金保険料及び健康保険料）を控除しておらず、事業主が全額負担していた。」としている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月 21 日から平成元年 9 月 21 日まで
私は、A社の社長からの依頼を受けて、昭和 61 年 8 月 21 日に同社に入社したが、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の加入日は平成元年 9 月 21 日になっている。申立期間が未加入期間とされているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の社員名簿(写)、同社入社時の雇用(試雇用)契約書(写)及び誓約書(写)等の資料並びに同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は平成 11 年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、当時の事業主は、申立期間当時の資料を保存しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の状況等は不明であるとしている。

また、A社の社員名簿に記載されている 12 人の社員について、同名簿に記載されている入社日と社会保険事務所の厚生年金保険加入記録を対比すると、入社日に被保険者資格を取得している者は無く、それぞれ、入社日から 1 か月後から 4 年後に資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社の同僚 4 人は、「入社後すぐには厚生年金保険に加入しなかった。」と陳述している。

加えて、当該 4 人の同僚のうち 3 人は、「社長の判断で、試用期間及び厚生年金保険の加入期間を決めていた。」と陳述していることから、同社は当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、前月までの15万円から14万2,000円に減額されていた。申立期間の標準報酬月額の減額に疑義があるので、再調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和49年10月の定時決定において、被保険者142人中申立人も含めて32人の標準報酬月額が減額されていることが確認できる。

また、申立人及び申立人と同様に標準報酬月額が減額されている複数の同僚は、申立期間当時、給与を減額された記憶は無く、標準報酬月額を減額する旨の通知を受けたことも無いとしており、A社も、申立期間当時、従業員の給与を減額しなければならないような経営状態ではなかったとしているものの、多数の従業員の標準報酬月額が減額されているのであれば、何らかの事情があった可能性は否定できないとしている。

さらに、A社は、「標準報酬月額を減額した事情は不明であるが、届出をした標準報酬月額に基づく保険料を控除し、納付していたはずである。」と回答している。

加えて、申立人及び上記複数の同僚は、申立期間当時の保険料控除額について確たる記憶が無い上、申立人から給与明細書等の提出もないため、保険料控除額と社会保険事務所に記録されている標準報酬月額を比較検証することはできない。

このほか、申立期間において、申立てに係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も、A社で正社員として継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に勤務していた同僚及び同社の所在地付近で事業を行っていた事業所の事業主の陳述から判断して、申立人が、申立期間もA社に継続して勤務していたことは推認することができる。

しかし、申立人は、申立期間当時、A社において、経理及び社会保険（厚生年金保険及び健康保険）の事務全般の業務に従事していたと陳述しているところ、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人及びその弟は、昭和 47 年 8 月 1 日に被保険者資格を喪失し、48 年 4 月 1 日に被保険者資格を再取得していること及びその他 1 名の従業員の被保険者資格は継続していることが確認できることから、申立人は、申立期間当時、何らかの事情により、自ら及び親族である申立人の弟についてのみ資格の喪失及び資格の再取得の届出を行ったものと考えられる。

また、申立人の父である申立期間当時の事業主は、既に死亡しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年12月から27年4月まで
② 昭和34年11月から35年8月まで
③ 昭和38年5月から同年8月まで

私は、J県K市にあった事業所にI業務従事者として、申立期間①はA社B事業所に、申立期間②はC社に、申立期間③はD社に勤務していた。

危険な仕事だったので、申立期間は必ず厚生年金保険に加入しているはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人陳述の事業主名及び会社所在地が、商業登記簿及び社会保険事務所のA社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の記載事項と一致していることから、申立人は同事業所で勤務していたことが推定される。

しかしながら、申立人がA社B事業所における同僚であったと申し立てている複数のI業務従事者については、当該被保険者名簿に記録が無く、また、申立人は昭和26年12月に同事業所に入社した当時の従業員数は約35名であったと陳述しているが、同被保険者名簿によると、同時点での被保険者数は15名しかおらず、同事業所において当時は、従業員全員が厚生年金保険に加入していた訳ではなかったことがうかがわれる。

さらに、当時の事業主は所在不明のため事情を聴取できない上、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には健康保険の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点もみられない。

加えて、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に申立人に該当する記録は確認することができない。

また、上記被保険者名簿で申立期間に被保険者記録のある同僚 I 業務従事者からは、「当時の J 県 K 市にあった E 業務の事業所は、ほとんどが個人事業所及びそれに近い小規模なもので、社会保険加入まで言えるような状況ではなく、事業所によって給料に差があったので、高い給料の事業所に移籍する者が多かった。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②について、申立人は C 社に勤務していたと主張しているが、社会保険庁の適用事業所名簿によると、C 社又は F 社という名称の会社は、J 県 K 市には 4 か所あり、このうち申立人陳述の事業主名、所在地に合致する事業所は J 県 K 市 L 町 M に所在した「F 社」であること等から、申立人は当該事業所で勤務していたものと推定される。

しかしながら、当該事業所は、申立期間前の昭和 34 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、同日付けで被保険者資格を喪失している当時の事務員からは、同事業所は適用事業所では無くなった後も事業活動は継続していたとの陳述が得られたものの、申立人が勤務していたとする申立期間は適用事業所とはなっていない期間に当たることから、厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

また、当時の事業主は所在不明のため事情聴取できない上、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に申立人に該当する記録は確認することができない。

さらに、同じ J 県 K 市に所在した F 社等の類似名称の事業所に係る被保険者名簿についても調査を行ったが、申立人の記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間③について、申立人は J 県 K 市 N 町に所在した D 社に勤務していたと主張していることから、G 組織に照会したところ、N 町で D 社という名称の事業所が確認でき、また、同組織から、その O 業務権は昭和 35 年 3 月に登録され、39 年 9 月 1 日までの期間となっている旨の申立人陳述内容とほぼ符合する回答があったが、同社は社会保険庁の適用事業所名簿に記録は見当たらなかった。一方、申立人主張の所在地と符合する「H 社」という名称の事業所が当該適用事業所名簿において確認できるものの、事業主名は申立人が申し立てている氏名と異なるほか、当該事業所に係る被保険者名簿に登載されている者の記録は、いずれも昭和 18 年中に資格を取得及び喪失している 12 名の記録のみとなっており、その後の記録、同社が厚生年金保険の適用事業所では無くなった日及び同社に係るオンライン記録も無いことから、同社が申立人主張の勤務先であった可能性も考えられるものの、詳細を確認し特定するには至らなかった。

また、当該事業主は所在不明のため事情を聴取できず、申立人も同僚の氏名を記憶していない上、当該被保険者名簿に記載されている上記の12名は、いずれも明治及び大正生まれの者のみで、所在も不明であるため、申立期間当時の事情を照会することもできない。

なお、当該事業所の所在地を管轄する社会保険事務所では、「戦中及び戦後の混乱により書換え後の被保険者名簿が紛失した可能性も否定はできないものの、申立人が勤務したと主張している昭和38年まで被保険者名簿の紛失に気付かずに放置していたとは考え難く、少なくとも申立期間当時は適用事業所ではなかったと考えられる。」との回答があった。

さらに、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に申立人に該当する記録は確認することができないほか、保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月9日から36年ごろまで
社会保険事務所で私の年金加入記録を確認したところ、A社で昭和33年2月1日から36年ごろまで勤務していたにもかかわらず、33年5月9日で資格を喪失していることになっていた。申立期間についても継続して勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずであるので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で昭和36年ごろまで継続して勤務していたと申し立てているが、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から連絡先が判明した同僚に当時の事情について照会したところ、申立期間中に入社した複数の同僚からは、申立人について記憶がないとの回答が得られた。

また、申立期間中の昭和33年9月1日に厚生年金保険の資格を取得している同僚は、「私は、申立人の後任として昭和33年5月又は同年6月ごろ入社した。申立人は、上司と一緒に独立するとの理由で会社を辞めたために私が入社したので、少なくともその時点では会社を辞めていたはずである。」と陳述しており、申立人と一緒に独立したとされる当該上司についても、同年4月22日に資格を喪失していることなどから、申立人の申立期間における勤務実態等について確認することはできなかった。

さらに、A社は、既に解散している上、事業主及び役員は既に亡くなっており、同僚からも申立人の申立期間における保険料控除についての陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月 13 日から同年 11 月 20 日まで
② 昭和 46 年 5 月 1 日から 49 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所で私の年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②についても同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 44 年 12 月 9 日に入社以降、申立期間①及び②を含む 49 年 9 月 30 日まで継続して同社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、申立人は昭和 44 年 12 月 9 日にA社において被保険者資格を取得し、45 年 1 月 12 日に離職した後、同年 12 月 1 日に同社において再度被保険者資格を取得し、46 年 4 月 30 日に離職しており、これらの記録と申立人の厚生年金保険の被保険者記録は、ほぼ符合していることが確認できる。

また、A社の複数の取締役及び同僚からは、「申立人は昭和 44 年 12 月 9 日に同社に入社以降、離職及び復職を何度か繰り返しており、そのために雇用保険及び厚生年金保険の加入記録が欠落している期間が発生したと考えられる。」旨の陳述があった。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が社会保険事務所に健康保険証を返却している記録が確認できるほか、当該被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点もうかがえない。

加えて、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から 34 年 8 月 1 日まで

私は、高校に通いながらA県B課の職員の紹介でC社に入社し、昭和 33 年 5 月から 34 年 8 月 1 日まで働いた。同社で撮った集合写真に写った 6 人のうち、5 人には厚生年金保険の記録があるのに私だけ記録が無い。また、当該 5 人のうち 1 人は同じ高校に通う 1 年先輩であり、同じ仕事をしていたにも関わらず、私の厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。同社を辞めた後、失業給付も受けていたことから、勤めていたことは確かなので申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人所持の写真、当該写真に写った申立人と同じ高校の先輩の記録及び同僚の陳述等により、申立人は申立期間においてC社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、C社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が昭和 33 年 11 月 17 日に当時の従業員一同で撮影した写真に写っている 2 人の同僚の資格取得日は、いずれも申立期間後の 34 年 8 月 25 日又は同年 8 月 30 日と記録されている。

また、昭和 34 年 1 月又は同年 5 月に入社したほかの 2 名の同僚の資格取得日も、同年 8 月 30 日となっていることが確認できることから、当時、C社では入社と同時に厚生年金保険の資格の取得手続きを行っていなかったことがうかがえる。

さらに、上記同僚の中からは、「入社してから厚生年金保険に加入するまで一定期間かかったが、厚生年金保険料控除は資格取得日以降しか行われていなかったと思う。」旨の陳述が得られた。

加えて、申立期間当時のC社に係る厚生年金保険被保険者名簿には健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらないほか、申立期間を含む昭和32年9月1日から34年8月25日までの約2年間において、新たに同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者はみられない。

また、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行っても申立人の申立期間における被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 3 日から同年 10 月 1 日まで

私は、申立期間当時、正社員としてA社(現在は、B社。)C支店に勤務していた。

しかし、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっていた。

B社提出の在籍証明書によって、申立期間中はA社C支店に勤務していたことが確認できることから、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

なお、当時の記憶が定かではなく、申立期間中はD社で勤務していた可能性もあるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間におけるA社C支店での在職については、B社提出の在籍証明書によって確認できるとしているが、同社では当該在籍証明書は、申立人の人事記録等、在籍期間を確認できる資料が保存されていないため、申立人と同期入社であった同僚の証言にのみ基づき作成したものであると陳述している。

また、B社提出の社史によると、A社C支店は申立期間中の昭和40年6月に移転していることが確認できるところ、申立人は、在職中には同社C支店が移転した記憶はなく、退職後に同僚から移転したことを聞いたと申し立てているほか、上記同期入社の同僚で在籍証明書の裏付けとなる証言をしたとされる同僚からも、C支店移転時には申立人は既に退職していたとの陳述が得られたことなどから、申立期間中は同社C支店に勤務していたとする申立内容と符合しない。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格喪失

届の受付日は昭和40年2月3日と記載されており、このことは、申立人が同社を退職した季節は冬ごろであったとする申立てとも符合する。

これらのことから、申立人は、申立期間において、A社C支店には在籍していなかったものと考えられる。

これについて、申立人は、申立期間はA社ではなく、次に勤務したC社に勤務していた期間であった可能性もあると陳述していることから、申立人の申立期間における同社での勤務実態等について事業主に照会を行ったものの、「申立人の入社時期等については資料が残っておらず不明。」と回答しているほか、同社の同僚からも申立期間の勤務実態等について具体的な陳述を得ることはできなかった。

一方、社会保険事務所の記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間後の昭和40年10月1日であり、申立期間は、同社が適用事業所となっていない期間に当たる。

また、C社の事業主は、適用事業所となる前の期間において、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したかどうかは不明としており、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から10年12月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間にA社で勤務していたにもかかわらず、被保険者記録無しとの回答をもらった。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるA社での在職については、申立人提出の社員旅行の写真及び同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B市役所の国民健康保険の記録によると、申立人は昭和63年4月1日以降、申立期間を含め現在まで国民健康保険に加入していることが確認できることから、申立期間において厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

また、A社の同僚のうち所在の判明した7名に文書照会を行い、うち3名から回答があったが、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての具体的な回答を得ることはできなかった。

さらに、申立人の申立期間における記録が社会保険事務所に無いところ、仮に、平成元年1月に厚生年金保険の資格の取得の届出がなされ、厚生年金保険料が控除されていた場合、その後、申立期間の10年間の間には、定時決定及び資格喪失届の機会もあったと考えられるところ、これらのいずれの機会においても事業所及び社会保険事務所が記録漏れに気付かず、記録を誤ったとは考え難い。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による

検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月 11 日から 12 年 4 月 3 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務したが、同社での給与は、本給与のほかに第2給与も支給されており、給与明細書も「給与支給明細書」と「第2給与支給明細書」とに分けて手渡されていた。したがって、本来は両者を合算して届出を行い、それに見合う保険料を徴収しなければならないのに、同社は給与支給明細書分のみを社会保険事務所へ届け出て、第2給与支給明細書分は届け出ていない。このことについては、社会保険事務所に数度にわたり調査を依頼したが、「オンライン記録に相違は無い。」という回答では納得できない。申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支払総額に見合う額よりも低く記録されているが、支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給総額とは異なっていると申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人提出の平成 7 年 5 月から 12 年 4 月までのA社の給与支給明細書及び第2給与支給明細書をみると、それぞれの総支給額の合計金額は、いずれも約 30 万円となるが、同社から社会保険事務所へ届け出られた平成 7 年から 11 年までの標準報酬決定通知書に記載されている報酬月額は、給与支給明細書による支給額のみで算定の上決定されており、第2給与支給明細書の支給額は含ま

れていないことが確認できる。

また、上記給与支給明細書により給与から源泉控除されている厚生年金保険料は、申立期間すべてにおいて社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料額と一致している一方、第2給与支給明細書では、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 1 日から 44 年 6 月 21 日まで

私は、昭和 38 年 2 月 27 日に A 社（現在は、B 社。）に入社し、63 年 10 月 28 日に退職するまで、一度も辞めずに継続して勤務した。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間が未加入期間とされており、事実と異なっているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における A 社での在職については、事業主及び同僚の陳述から推定できる。

しかしながら、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人がいったん資格を喪失した時期に近い昭和 39 年 2 月 20 日付けで厚生年金保険の資格を喪失している者が 10 名おり、そのうち 7 名は、同年 6 月から同年 8 月までに同社で資格を再取得しているものの、申立人と同様に厚生年金保険の加入記録に欠落が生じていることが確認できる。

また、当該被保険者名簿によると、申立人は昭和 39 年 5 月 6 日付けで A 社を通じて健康保険被保険者証を社会保険事務所に返却している記録が確認できること、申立人が 44 年 6 月 21 日に厚生年金保険の資格を再取得した際には、別の厚生年金保険記号番号が払い出されていること及び当時の専務取締役（同社の現会長）から「昭和 39 年ごろに社会保険料の滞納があったため、社会保険事務所職員が来社し、保険料納入について厳しい口調で督促された。」旨の陳述があったことなどから、事業主は、当時、社会保険庁の記録どおりの資格喪失手続を行ったものと考えられる。

さらに、A 社の事業主及び同僚からは、申立人の申立期間に係る資格の取得及び喪失手続並びに保険料控除について、当時の事情は不明であるとして具体

的な陳述を得ることはできなかつたほか、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかつた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4103

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 9 月 ごろから 30 年 1 月 5 日まで

私の夫は、A社（現在は、B社。）にC業務従事者として、申立期間当時勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社で勤務していた同僚によると、申立人は昭和 25 年ごろからA社に勤務していたことは間違いないと陳述していることから、申立人は申立期間において同社で勤務していたことが推定できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は平成元年 8 月 1 日であり、申立期間は同社が適用事業所となっていない期間に当たる。

また、B社の現在の事業主は、同社が社会保険に加入したのは自分が代表取締役となった平成元年ごろからであり、それまでは国民年金に加入していたと陳述しているほか、上記同僚によると申立期間当時の従業員は親族と申立人の4名のみであったと陳述していることなどから、A社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たさない事業所であったと考えられる。

さらに、社会保険庁の被保険者記録をみると、A社で勤務していた同僚は、同社が適用事業所となった平成元年 8 月 1 日に初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、それまでは国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4104

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月ごろから 40 年 1 月 14 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、社会保険事務所へ私の厚生年金保険の加入記録について照会したところ、当該期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるA社での在籍については、事業主及び同僚から具体的な陳述を得ることができなかったものの、申立人は申立期間当時の事業主との間での年末帰省旅費をめぐるやり取りを明確に記憶していることから、申立期間当時の在籍は否定できない。

しかしながら、A社の当時の事務担当者であった役員は、「当時は入社してすぐに退社する人が多かったため、入社後一定期間は試用期間として社会保険に加入させず、給与から厚生年金保険料も控除していなかったように思う。」と陳述しているほか、複数の同僚からもこれと符合する陳述が得られた。

また、申立人は、健康保険被保険者証をA社からもらっていないと陳述している。

さらに、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらないほか、A社に係る被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 6 月 20 日から 39 年 6 月 20 日まで
② 昭和 49 年 5 月 1 日から 50 年 8 月 5 日まで
③ 平成 2 年 11 月 18 日から 3 年 9 月 3 日まで

私は、昭和 38 年 6 月から 39 年 6 月まで、A 社の K 業務店で勤務したのに、社会保険事務所では、38 年 6 月 1 日から同年 6 月 20 日までの厚生年金保険加入記録しかない。（申立期間①）

また、入退社の時期ははっきりとは記憶していないが、G 市 H 地区にあった B 社の営業所で 1 年程度は勤務したのに、社会保険事務所では、昭和 49 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日までの厚生年金保険加入記録しかない。（申立期間②）

さらに、平成 2 年 11 月 18 日に C 社（現在は、D 社。）に就職して、I 所の J 業務店で勤務し、途中で同店を経営する会社が変わった後も、3 年 9 月 3 日まで継続して勤務したのに、社会保険事務所には、そのときの厚生年金保険加入記録が無い。（申立期間③）

勤務していたのは間違いないので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録の有る元従業員 28 人のうち、連絡の取れた 7 人は、いずれも、申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態等は確認できない。

また、前述の被保険者名簿をみると、申立期間当時、加入期間が 1 か月程度の者が申立人のほかにも多数いることが確認できる。このことについて、A 社

の元事務担当役員及び元支配人は、申立期間当時、同社では、従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させておらず、また、短期間で退職する者が多かったと陳述している。

さらに、A社の元事務担当役員は、同社では、厚生年金保険に加入していない者の給与から保険料を控除したことは無いとしている。

一方、A社の当時の事務担当役員、元監査役及び元支配人は、申立人が申立期間に勤務していたK業店について、A社が経営していた店舗ではないと陳述しており、当該K業務店について、申立人及びA社の元支配人からの情報を元に該当すると思われるK業務店について併せて調査を行ったが、当該K業務店が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できなかった。

申立期間②については、B社の社内記録により、申立人は、昭和47年9月25日から同年12月31日までの期間及び48年9月19日から49年4月30日までの期間に同社に勤務していたことが確認でき、そのうち49年1月1日から同年5月1日までは厚生年金保険加入記録が有るが、申立期間の勤務は確認できない。

また、申立人は入退社の時期をはっきりとは記憶しておらず、B社の社内記録で確認できる前述の勤務期間は、「1年程度は勤務した。」とする申立ての内容と符合することから、申立期間は、この勤務期間についての申立人の記憶違いである可能性も否定できない。

さらに、B社の現在の総務担当者及び3人の元従業員は、申立期間当時、入社後一定期間（1か月から3か月程度。）は厚生年金保険に加入できなかったとしており、同社の社内記録で勤務期間が確認できながら厚生年金保険の加入記録が無い昭和47年9月25日から同年12月31日までの期間及び48年9月19日から同年12月31日までの期間については、この取扱いにより厚生年金保険に加入できなかったことが考えられる。

加えて、B社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日は昭和49年5月1日と記載されており、社会保険事務所の記録と一致する。

申立期間③については、申立人が所持する「臨時雇用契約書」により、正確な期間は特定できないものの、申立人が、申立期間当時に臨時雇用員としてC社の経営する店舗に勤務していたことは推認することができる。

しかし、D社及び申立人が勤務していた店舗の元管理者であったとする者は、申立期間当時、C社では、臨時雇用員及びアルバイト職員等については厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことがあったとしている。

また、申立人が記憶している同僚も、C社における厚生年金保険加入記録が無く、前述の元管理者は、申立人が同僚としている者が厚生年金保険に加入していないのであれば、申立人も加入してなかったと思うと陳述している。

さらに、申立人は、給与からの控除額について、全部で3,000円程度であっ

たとしているところ、申立人の臨時雇用契約書に記載されている申立人の賃金から計算される健康保険料及び厚生年金保険料に比較して著しく低額であり、控除額に健康保険料及び厚生年金保険料が含まれていたとは考え難い。

加えて、社会保険事務所のC社に係る健康保険及び厚生年金保険の加入記録において申立期間の健康保険整理番号に欠番は無い。

一方、申立人が勤務していた店舗の所有者であるE社は、同店舗について、平成3年8月6日にC社からF社に譲渡されたとしているものの、F社は「保管している当時の厚生年金保険関係資料を見ても、申立人に係る記載は無く、欠番も無いことから、申立人が当社で厚生年金保険に加入していたことは無いと考えられる。」としており、また、このほかに従業員の在籍に係る資料等は無く、申立人の同社における勤務は確認できない。

また、F社は、申立人が勤務していた店舗について、「正社員は男性のチーフだけで、ほかの女性の従業員が厚生年金保険に加入することはなかった。」ともしている。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月から 39 年 9 月 1 日まで

先に入社していた弟を頼り、昭和 36 年 2 月ごろにA社に入社し、当初はB業務に従事していたが、同年 11 月に資格を取得した後はC業務従事者となった。

A社において昭和 40 年 2 月まで継続して勤務したのに、社会保険事務所では、39 年 9 月より前の厚生年金保険加入記録が無い。私より約 1 年前に入社した弟は入社直後から加入記録があるのに、私は入社後 3 年以上も加入していないことにされているのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間のうち、昭和 38 年 12 月 1 日以降の期間について、A社に勤務していたことは確認できる。

また、元同僚の陳述及び申立人の弟の厚生年金保険被保険者記録などから判断して、申立人が、申立期間のうち、昭和 36 年 8 月以降の期間についても、A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は既に廃業しており、また、当時の事業主及び事務担当者は死亡又は連絡先不明のため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については確認することができない。

また、連絡の取れた元同僚 9 人のうち、昭和 36 年 10 月に入社したとする者の厚生年金保険の加入時期は、入社から 3 年後で、申立人と同日の 39 年 9 月 1 日であり、別の 4 人についても、自身の記憶する入社日と厚生年金保険の加入時期とを比較すると、入社から一定期間（数か月から 2 年程度）経過後に厚生年金保険に加入している上、別の 1 人は「厚生年金保険加入期間は 8 日間だ

けとなっているが、実際には1年程度勤務していた。」と陳述していることから、申立期間当時、A社では、すべての従業員について入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことが推認される。

さらに、申立人は、申立期間の保険料控除について明確な記憶が無く、前述の元同僚9人からも、厚生年金保険未加入期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる陳述及び関連資料は得られなかった。

加えて、社会保険事務所の厚生年金保険記号番号払出簿における申立人の記号番号払出日は、申立人と同一日に資格を取得している同僚と同じ昭和39年9月22日となっている上、A社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4107

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 15 日から 34 年 6 月 1 日まで

私は、A社からの誘いを受け、昭和 33 年 11 月 15 日に、B社を退職して、直ちにA社へ移籍し勤務した。

しかし、社会保険事務所に照会したところ、A社における厚生年金保険加入記録は昭和 34 年 6 月 1 日からとなっている。

A社社長名による賞状等の在職を示す資料もあるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から申立人に対する賞状の内容から判断して、申立人が、申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、元事業主は死亡している上、申立期間当時の事務担当者であった元事業主の息子は、「申立人の申立期間当時の厚生年金保険料控除については、資料も無く不明である。」としていることから、同社における申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等は確認できない。

また、昭和 34 年 6 月 1 日及び翌 2 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているA社の二人の元従業員は、入社後厚生年金保険に加入しない期間が、それぞれ 2 か月又は 6 か月ほどあったとしている。

さらに、前述の元事業主の息子も、「自分も入社後厚生年金保険に加入するまでに 1 年間の未加入期間が有る。」としており、A社では、申立期間当時、入社後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったものと推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関

連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4108(大阪厚年事案 2787 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 9 月 15 日から 18 年 2 月 1 日まで
② 昭和 18 年 7 月 1 日から 20 年 6 月 15 日まで
③ 昭和 20 年 6 月 15 日から 21 年 6 月 16 日まで

私は、昭和 16 年 4 月に A 社 B 支所に入社し、20 年 6 月に C 国郊外にあった D 隊に入営するまで、同社で継続して勤務していた。その後、新兵教育期間中に終戦を迎え、在 E 国連合軍の F として使役された後、21 年 * 月 * 日、日本に帰国した。

社会保険庁の記録では、A 社での厚生年金保険の被保険者期間が昭和 17 年 6 月 1 日から同年 9 月 15 日まで、18 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日までとされているが、同社の社員としての身分は継続しており、また、19 年の厚生年金保険法の改正によって、在籍していれば復員するまで厚生年金保険の被保険者資格も喪失しないと考えるので、17 年 6 月 1 日から 21 年 6 月 16 日まで継続して厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②(再申立期間)について、社会保険庁の、A 社に係る同僚の厚生年金保険加入記録などから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料として、新たに「当時の日記帳をワープロで清書したもの。」、「官報 5125 号の写し。」、「A 社社史の写し。」、「普通自動車操縦技りょう証明書。」、「検疫関係書類一式。」及び「同僚の厚生年金保険記録一覧表。」を提出したが、これらの

資料から申立人が厚生年金保険料を控除されていたことを示す記載は見当たらず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。申立期間③(新規申立期間)について、申立人は、昭和 20 年 6 月入営後においても、新兵教育が終われば再び従前の G 業務の仕事に戻され、A 社の社員の身分は継続される約束であり、また、19 年の厚生年金保険法の改正によって、社員の身分のまま陸海軍に徴集又は応集された場合は、厚生年金保険の被保険者としての資格を喪失しない取扱いがなされていたことから、申立期間については被保険者であったと申し立てている。

しかし、昭和 19 年の厚生年金保険法の改正は、被保険者が陸海軍に徴集又は応集された期間について保険料の徴収を全額免除する旨の規定であり、被保険者資格の喪失の取扱いに係るものではない。

また、前述のとおり、申立期間②において申立人が厚生年金保険被保険者であったとは認められず、申立期間③の始期に当たる昭和 20 年 6 月ごろに、申立人が再度厚生年金保険被保険者となったことをうかがわせる事情も見当たらないことから、元来、申立人は、19 年の厚生年金保険法の改正の対象とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 5 月から 61 年 3 月まで、A社のB所でパート社員として勤務していた。勤務時間は午前 9 時から午後 3 時までの 6 時間であり、休日は日曜日だけであった。

しかし、社会保険事務所には、当該期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する同社従業員の住所録に申立人の名前があることから、時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、申立人は、A社での勤務について、1日6時間勤務のパート社員であったとしているところ、同社の人事担当者は、申立期間当時のパート社員に関する厚生年金保険の取扱いは分からないが、現在は、パート社員は厚生年金保険に加入させていないとしている。

また、申立人は、申立期間に雇用保険に加入していないが、前述の人事担当者は、A社では申立期間当時から現在まで、雇用保険加入者は同時に健康保険と厚生年金保険に加入させており、雇用保険に加入させていない者は厚生年金保険にも加入させていないとしている。

さらに、申立人が同僚であったと記憶している者は、A社における厚生年金保険被保険者記録が無い。

加えて、A社が加入しているC厚生年金基金には、申立人の加入記録が無い。

また、社会保険事務所の年金記録から、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月16日から同年11月16日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には、昭和44年1月から平成6年2月まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社が保管する入退社記録帳によると、申立人は、平成4年10月15日に同社をいったん退職し、同年11月16日に再入社した記録が確認できる。

また、B社が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」には、申立人が平成4年10月16日に被保険者資格を喪失し、その後、同年11月16日に被保険者資格を再取得したことが記載されており、社会保険事務所の記録と一致する。

さらに、申立人が同僚であったとしている2人の元従業員及び社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から所在を確認し聴取した3人の元従業員からは、申立人が申立期間も同社に勤務していたことを確認できる陳述を得ることはできなかった。

加えて、雇用保険の記録では、申立人は、平成4年10月15日にA社を離職し、同年11月16日に同社において被保険者資格を再取得しており、社会保険

事務所の記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4111

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月から 36 年 3 月 1 日まで
② 昭和 36 年 9 月 5 日から 38 年 11 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和 36 年 3 月 1 日から同年 9 月 5 日までの加入記録しかない旨の回答を受けた。同社には、35 年 3 月から 38 年 11 月まで住み込みで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の子が「申立人は、父の会社に住み込みで2年から3年ほど勤務していた。」と陳述していることから判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時も同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和 49 年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、元事業主は既に死亡している上、その他の元役員等の所在は不明であり、これらの者から申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は確認できない。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が同期入社であったとしている同僚二人は、申立人と同一日の昭和 36 年 3 月 1 日に同社において被保険者資格を取得している。

さらに、当該被保険者名簿には、申立人が昭和 36 年 9 月 5 日に被保険者資格を喪失し、翌日に健康保険証が返納されたことが記載されており、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4112

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月11日から49年まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社は私が設立した会社であり、申立期間は代表取締役就いていた。私自身は厚生年金保険に関する事務には関与していないが、監査役であった元妻が厚生年金保険の加入手続を行っているはずであるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿から、申立人が昭和43年10月11日から48年6月29日まで、同社の代表取締役であったことは確認できる。

しかし、A社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社の元役員に照会を行ったものの、回答は得られず、申立人に係る厚生年金保険料の控除等について確認できない。

さらに、社会保険庁の年金記録では、申立期間にA社の役員であった申立人の元妻及び義弟は、ともに申立期間は国民年金に加入し、元妻は申立期間の一部について、また、義弟は申立期間のすべてについて国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4113

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月から 50 年 6 月まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の第四種被保険者であった申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。
申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 1 月 21 日に厚生年金保険第四種被保険者資格を取得していることが社会保険事務所の厚生年金保険第四種被保険者台帳により確認できる。

しかし、当該被保険者台帳では、旧厚生年金保険法第 15 条により、申立人は、初めて納付すべき保険料を滞納し、督促の納期限までに保険料の納付を行わなかったことにより、昭和 52 年 2 月 1 日付けで資格取得日の 49 年 1 月 21 日にさかのぼって資格の取消しの処理が行われていることが確認できる。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 52 年 5 月に、50 年 1 月までさかのぼって国民年金保険料を過年度納付していることが社会保険事務所の申立人に係る特殊台帳により確認できる。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 4 月 1 日から 29 年 2 月 1 日まで
② 昭和 30 年 2 月 5 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 30 年 11 月 1 日から 31 年 9 月 3 日まで
④ 昭和 32 年 5 月 20 日から 34 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 25 年 4 月から 30 年 10 月まで A 社に勤務したのに、社会保険事務所では、29 年 2 月 1 日から 30 年 2 月 5 日までの厚生年金保険加入記録しかない。(申立期間①及び②)

また、昭和 30 年 11 月から 34 年 3 月までは B 社に勤務したのに、社会保険事務所では、31 年 9 月 3 日から 32 年 5 月 20 日までの厚生年金保険加入記録しかない。(申立期間③及び④)

申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A 社は、昭和 36 年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主は所在が不明であるほか、申立人が当時の事業主であったとしている者も既に死亡しているため、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していない上、社会保険事務所の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち連絡のとれた 2 人は、「申立人の氏名は記憶していない。」と陳述しており、同僚等から申立人の勤務実態等を確認することもできない。

さらに、上記被保険者名簿には、申立人が昭和 30 年 2 月 5 日に被保険者資格を喪失後、健康保険証が社会保険事務所に返納されたことが記載されており、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

申立期間③及び④については、申立人は、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記に係る記録は確認できなかった。

また、申立人がB社の事業主であったとしている者は所在不明である上、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

なお、申立人の厚生年金保険加入記録が有る昭和 31 年 9 月 3 日から 32 年 5 月 20 日までの期間において申立人が勤務した事業所の名称は、不明である。

このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月から 30 年 8 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A県にあるB社（又はC社。）に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。私が同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に、A県（D市）においてB社（又はC社。）で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするB社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できなかった。

また、C社についても、A県における適用事業所としての記録は無い。

さらに、申立人は、B社（又はC社。）の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4116

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から 61 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 57 年 7 月 1 日から A 社に勤務していたが、同社の給与支払が遅れがちになったため 58 年 2 月 18 日に退職した。その後、同社から、給与は支払うからまた来てほしいと言われ、59 年 4 月 1 日に再就職し、その後申立期間中に社名が B 社に変わり、61 年 1 月 31 日まで勤務した。給与計算はすべて私が行き厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、この期間が厚生年金保険に未加入とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、申立人は申立期間において B 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する A 社及び B 社の両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、いずれの名簿にも健康保険の整理番号に欠番は無く、また、これら名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

また、これら両事業所の元事業主は既に亡くなっているほか、上記名簿から申立期間に被保険者記録がある者を 9 人抽出調査したが、既に亡くなっているか住所が判明しないため、申立人の勤務実態及び保険料控除を確認することはできなかった。

さらに、申立人が同僚として名前を挙げている者の A 社に係る厚生年金保険加入期間は、社会保険庁の記録において、昭和 57 年 7 月 1 日から 58 年 5 月 20 日までであることが確認できるが、申立期間において当該同僚の同社に係る記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4117

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月1日から20年6月30日まで
私は、A社（現在は、B社。）で昭和19年3月10日から同年7月1日までは、C業務に従事していた。その後、20年6月30日までの申立期間については、D業務に従事していたが、社会保険庁には申立期間に係る厚生年金保険の年金加入記録が無く、納得できない。勤務していたことは確かで、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてD業務に従事していたと陳述しているが、申立期間のうち昭和19年9月30日以前は労働者年金保険法が適用され、その適用対象者は男子筋肉労働者となっており、D業務では適用対象者とならない。

また、申立人がA社で一緒にD業務に従事していたとする上司を含む同僚等13人について、社会保険事務所が保管している同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間に記録が確認できる者は9人であり、残る4人については記録が見当たらない。

以上のことから、当該事業所は、昭和19年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となった際に、D業務に従事していたすべての従業員について厚生年金保険に加入させたわけでないことがうかがえる。

さらに、B社は、「当時の資料は残っていないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 23 年 11 月 1 日から 25 年 3 月 1 日まで

申立期間①について、私は、昭和 15 年 4 月 1 日に A 社に入社し、20 年 6 月 26 日に退職するまで、途中、兵役に行った期間があるものの同社に継続して勤務していた。申立期間について社会保険事務所から「厚生年金保険制度の事務手続のための準備期間であったため、被保険者期間には算入されない。」との回答をもらったが納得できない。54 年 1 月 6 日再発行の年金手帳には、「初めて上記被保険者となった日」の欄に「昭和 19 年 6 月 1 日」と記載されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②について、私は、昭和 23 年 10 月に B 社に入社し、35 年 3 月に退職したが、入社時より、健康保険に加入した記憶があるので当然に厚生年金保険にも加入していたはずである。社会保険事務所の記録において、申立期間が厚生年金保険の被保険者とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、昭和 17 年 6 月施行の労働者年金保険法は、19 年 10 月に厚生年金保険法が施行されるまでは、工場及び炭坑で働く男子筋肉労働者のみを対象としていたところ、申立人は申立期間当時の A 社では事務的な業務であったとしており、労働者年金保険の被保険者ではなかったものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、健康保険の整理番号は連番となっており、記載されている 30 人（申立人を含む。）の資格取得年月日はいずれも昭和 19 年 10 月 1 日

となっている。

さらに、申立人は、「年金手帳に、厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和19年6月1日である旨の記載があることから、申立期間当時、被保険者であった。」と主張しているが、昭和19年2月の労働者年金保険法の改正により、その名称を厚生年金保険法と改め、被保険者の範囲が拡大したところ、同年6月1日から同年9月30日までの期間は、同法施行に係る事務手続の準備期間であったため、保険料を徴収しておらず、制度上、被保険者期間に算入しない取扱いとなっている。

このほか、当委員会において、直接意見の陳述を受けたが、申立人が申立期間①において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人及び同僚の陳述から申立人が申立期間にB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が被保険者の資格を取得した昭和25年3月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、B社は昭和35年3月に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、同社の所在地を管轄する法務局において商業登記簿謄本も残っておらず、元事業主等から申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、当委員会において、直接意見の陳述を受けたが、申立人が申立期間②において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年6月1日から32年3月1日までの期間、同年3月1日から35年6月16日までの期間及び40年2月26日から45年3月1日までの期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和38年3月1日から39年3月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年6月1日から32年3月1日まで
② 昭和32年3月1日から35年6月16日まで
③ 昭和38年3月1日から39年3月1日まで
④ 昭和40年2月26日から45年3月1日まで

私は、高校を卒業した年の昭和31年4月1日からA社B事業所で勤務した。しかし、同社は、社会保険庁の記録において同年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているにもかかわらず、私の厚生年金保険被保険者資格の取得日が32年3月1日となっているのは納得できない。申立期間①を第3種被保険者期間として認めてほしい。また、社会保険庁の記録では申立期間②に係る厚生年金保険の種別が第1種被保険者となっているが、1日に4時間、1か月のうち8日間から10日間ぐらいH業務に従事していたので、申立期間②に係る厚生年金保険の種別を第3種被保険者として認めてほしい。

次に、申立期間③当時、私は、C社D事業所でE業務に従事していたが、昭和39年1月ごろ解雇の話を聞き、同年2月末に退職したのに、社会保険庁の記録では私の資格喪失日が38年3月1日となっているのは納得できない。

さらに、申立期間④当時、私は、A社B事業所においてF業務に従事し、1日に4時間、1週間のうち4日間ぐらいH業務に従事していたので、厚

生年金保険の種別を第3種被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の陳述から、勤務期間は特定できないものの、申立人は、当時、A社B事業所で勤務したことが推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、申立人が先に入社したとしている同僚の資格取得日も申立人と同じ昭和32年3月1日となっていることが確認でき、当該事業所は適用事業所となった31年6月1日に従業員のすべてを厚生年金保険に加入させたわけではないことがうかがえる。

また、当該事業所の事業主の所在は不明であり、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

申立期間②及び④について、社会保険事務所の記録では、申立人の厚生年金保険の種別が第1種被保険者として記録されているところ、申立人は、当時、H業務に従事していたことから、同種別を第3種被保険者として認めてほしいと申し立てている。

しかし、上記名簿により、申立期間②当時、申立人と同一日（昭和32年3月1日）に資格を取得しているほぼ同年齢の者の標準報酬月額をみると、申立人よりも1歳年上で同名簿種別欄の「H」に印のある者（第3種被保険者）は1万2,000円であるのに対し、申立人と同年齢で申立人と同様に当該種別欄に印の無い者（第1種被保険者）は、申立人と同額の7,000円となっており、申立人は申立期間②当時から第1種被保険者として、その標準報酬月額に見合った保険料しか控除されていなかったものと考えられる。

また、申立人は、「申立期間②当時、G業務に従事しており、1日に4時間、1か月のうち8日間から10日間ぐらいH業務に従事していた。」、「申立期間④当時、F業務に従事しており、1日に4時間程度H業務に従事していた。」としているところ、厚生年金保険法の第3種被保険者の範囲に関する保険局長名通達では、「電工、測量夫等で1日のうち常態として一定時間のみH業務に従事するものは第3種被保険者と認められない。」とされていることから、申立人は第3種被保険者に該当しないと考えられる。

申立期間③について、申立人は、C社D事業所を昭和39年2月末に退職したとしているところ、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格喪失日は昭和38年3月1日とされており、申立人が同時期に退職したとしている同僚の資格喪失日も、同年4月1日であることが確認できる。

また、上記名簿では、昭和37年12月末に50人いた被保険者が38年3月1日には2人にまで減少していることが確認できる上、当該事業所は昭和38年6月25日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、同日以降は厚生年

金保険の被保険者となることができない。

さらに、事業主の所在は不明であり、申立期間③における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び④において事業主により第3種被保険者として厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらず、また、申立期間③において事業主により同保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び④において第3種被保険者に係る厚生年金保険料並びに申立期間③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月1日から26年12月30日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務していた上司と同僚の名前、給料の締め日及び勤務状況等を詳細に記憶していることから、申立期間当時、同社に勤務していたと推測できる。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人がA社の後継会社であると申し立てているB社の事業主は、「当社は、A社とは無関係である。」と回答している上、一緒に勤務していた上司及び同僚は既に死亡しているため、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間にかかる厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶は無く、また、これらを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 2 月ごろから同年 11 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A市B区にあったC社の支店で勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社で継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA市B区にあったC社の支店で勤務していたと申し立てている。

しかし、C社の厚生年金保険被保険者名簿で昭和 23 年 11 月 1 日から 24 年 11 月 30 日まで被保険者期間が確認できる同僚は、「A市B区にあった同社の支店は、常時、出勤していた従業員は5人から6人であり、ほとんどがD職でE職は1人から2人であったが、申立人のことは覚えていない。」と供述している。

また、C社の閉鎖登記簿謄本から、申立期間当時、A市B区に同社の支店が存在したことは確認できるが、同謄本に記載された事業主等とは連絡がとれず、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、C社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠落は見られない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていることをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月ごろから 36 年 3 月ごろまで
② 昭和 37 年 2 月 20 日から 40 年 3 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社及びB社に勤務した期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。両社には、いずれも常勤で勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。しかし、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間①に同社で勤務していたことが確認できる被保険者5人は、全員が「申立人のことを覚えていない。」と供述している。

また、A社には、当時の人事記録等は残されていないため、申立人の同社における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができず、さらに、同社は、「当時、C業務担当の全員が社会保険に加入していたかどうか不明である。」と回答している。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②については、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。しかし、社会保険庁の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和42年1月1日からであり、申立人は40年3月30日に同社を退社していると供述しており、申立期間②は適用事業所となっていない。

また、B社は、昭和43年1月26日に適用事業所で無くなっていることから

事業主等の連絡先は不明であり、さらに、申立人は、同社における上司及び同僚の名前を記憶していないため、これらの者から申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事業等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月から29年7月2日まで

私は、昭和26年6月にA県から同僚3人とB市に来て、翌日からC社で勤務した。私の所持していた厚生年金保険被保険者証には資格取得日が「昭和26年6月」と記載されていた覚えがある。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険が未加入とされており、納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の複数の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、C社の事業主の親族(子息)で、昭和24年4月から同社で勤務したとしている同僚の厚生年金保険の資格取得日は、入社から2年9か月後の27年1月となっており、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から氏名が確認できる同僚2名についても、入社したとする時期から2年以上遅れて厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上記の同僚の1名は、「申立期間当時、同社では試用期間があり、給与額も正社員とは違っていた。」と供述している。

さらに、申立人が、申立人と同郷(A県D市)で、同じ時期にC社に入社し、約1年後に同社を退社したと記憶している3名の同僚については、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に氏名が記載されておらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

以上の事情から、C社では、申立期間当時、試用期間として入社から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたと考えるのが相当である。

また、申立人は、当時所持していた厚生年金保険被保険者証の資格取得日欄

に昭和 26 年 6 月と記載されていた覚えがあると申し立てているが、申立人の厚生年金保険被保険者証の払出日を厚生年金保険払出簿で確認したところ、「昭和 29 年 7 月 2 日」となっており、C 社に係る被保険者名簿記載の資格取得日と一致するほか、同払出簿記載の年金手帳記号番号についても、同被保険者名簿の厚生年金保険の記号番号と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 7 月 1 日まで

私は、A社に昭和 40 年 4 月 1 日にB業務従事者として就職し、42 年 6 月 30 日まで勤務してした。しかし、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、同事業所で勤務した期間の加入記録が無いとの回答をもらった。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社にB業務従事者として勤務していた同僚の証言により、申立人が申立期間において同社においてB業務従事者として勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は、A社の代表者、上司の氏名を記憶していたが、その連絡先は不明であり、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社にB業務従事者として勤務していた同僚は、「厚生年金保険料は給与から控除されていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月ごろから45年4月ごろまで

私は、A社にB業務従事者として就職し、同社は昭和45年*月*日にC社に営業譲渡されたが、54年2月1日まで継続して勤務した。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社でB業務従事者として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、昭和43年1月から同年7月にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同社及びC社で継続して勤務していたとしている同僚3人は、いずれも44年6月5日にA社で被保険者資格を喪失し、45年5月1日にC社で被保険者資格を再取得していることが確認でき、その間、厚生年金保険の加入記録が無いことから、A社は、申立人についても申立期間当時、厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

また、A社の元事業主は、「会社は既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、当時の資料も無く、申立人の厚生年金保険料を控除したかどうか不明である。」と回答しており、申立人の同社における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。